

かりば

島牧村議会広報

第166号

平成31年

1

月



平成31年 島牧村成人式 - 1月13日 -



一般質問

- 島牧村地域産業活性化支援補助金の支援対象者について
- 有害鳥獣対策として電気柵の無償設置について
- 有害鳥獣出動報奨金の支払い根拠について
- 高速道路整備について
- 猟友会出動報奨費の専決処分について
- 保育所の現状と今後の運営について
- 地域産業活性化支援補助金について
- 災害対策について
- 小規模多機能型居住介護施設について
- 進まぬ公営住宅建設について
- 日曜・祝日の代替バス運行について
- 島牧村の今後の財政に対する認識について
- 二元代表制について

主な内容

第4回村議会定例会

行政報告	2-3
審議した議案	3-6
一般質問	6-29

第2回村議会臨時会

議会・委員会出席状況 ...	30-31
----------------	-------

決算審査特別委員会

常任委員会所管事務調査	32
-------------	----

常任委員会所管事務調査

34-35

12
・
11

定例会

4
2018年

平成30年第4回村議会定例会は12月11日招集され、議長の諸般報告、村長の行政報告が行われました。

その後、村政に対し議員5名が一般質問を行い、平成29年度の全会計決算を、決算審査特別委員会審査報告のとおり認定し、続いて総務社会・産業建設の各常任委員長から、所管事務調査について報告がありました。そのほか、報告1件を受け、発議(議員提出議案)2件を賛成少数で否決、議案9件を何れも原案のとおり可決、閉会中の継続調査1件を決定し、閉会しました。



▲行政報告する藤澤村長

不審船等の漂着状況

10月から11月にかけてまして4艘の木造船が海岸に漂着しております。

その内、1艘目は10月13日、午後5時頃、字歌島の海岸に不審な木造船が漂着しているとの通報があり、海上保安庁が調査した結果、北朝鮮船と認定され、10月19日に引上げ処分したところであります。

2艘目は11月15日、午前7時頃、字原歌町の海岸に木造船が漂着しているとの通報があり、海上保安庁が調査した結果、同じく北朝鮮船と認定され、今月8日に引上げましたところでございます。

3艘目は11月20日、午前11時40分頃、歌島の海岸に小型の木造船が漂着しているとの通報があり、海上保安庁が調

藤澤 克 村長									

査した結果、北朝鮮船とは認定されませんでした。11月21日に引上げたところでございます。

4艘目は11月21日、朝9時頃、字栄浜の海岸に木造船が漂着しているとの通報があり、海上保安庁が調査した結果、北朝鮮船と認定され、同日中に引上げたところでございます。

これら漂着船の引上げに要する経費のうち、海上保安庁からは北朝鮮船と認められたものは道の事業により9割補助となり、北朝鮮船に対する補助残分に対しましては特別交付税で措置されることとなっております。

また、不審船4艘の引上げ等に要する経費265万2,000円を、このたびの補正予算に計上しておりますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

風力発電事業

1点目は、稚内市に本社を置く三浦電機株式会社の風力発電事業計画についてであります。電気工事や再生可能

エネルギー設備の設計などを手がける同社が、月越地区において風力発電事業を計画しております。

事業計画によりますと、想定区域は字折川、字植原両地区の農地などで、土地を借りて取り組む予定であります。風車は最大で30基、総出力は13万キロワットで、風況調査の結果をもとに位置を絞り込む建設計画でございます。

今後は、評価書や工事計画の届出などを経て事業実施予定であります。このたび、環境アセスメントの手続きであります環境影響評価法に基づき、計画段階環境配慮書を平成30年11月20日から12月20日まで、縦覧を開始いたします。

2点目は、電源開発株式会社が100%出資し風力発電事業を運営する株式会社ジェイウィンドが管理・運営する島牧ウインドファームの建て替え計画についてであります。同社の出資元である電源開発株式会社では、平成12年建設の植原地区の既設風力発電施設について、平成32年以降を目途に建て替え計画の実施可否を含めた検討を行ってお

り、現在植原地区において8月から風況調査を実施中です。事業概要につきましては、4,000キロワット級の風車1基の建て替えを検討中であることをご報告申し上げます。

直接搬入ごみの手数料改定

直接搬入ごみの手数料改定についてでございますが、基本的にごみ処理施設の運営経費はごみの排出者が支払うごみ処理手数料で賄っており、不足する分については各構成町村の負担金で費用負担をしているところでございます。

近年は施設の老朽化に伴い運営経費は増加傾向にあり、このたび負担金の増額に伴いごみ手数料の改定についても組合議会内部で検討がなされました。

改定となりますのは、ごみ処分場へ直接搬入される燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみの3つであり、料金につきましては、現在5キロ当たり40円のところを70円に改定するものです。

そのほかの収集ごみ用のゴミ袋・シール等の料金につき

ましては据え置きとなります。改定の時期につきましては平成31年4月からとなり、今月21日に開催される組合議会の総会へ提案される予定となっておりますことを申し添え、情報提供とさせていただきます。以上で、行政報告を終らせていただきます。

審議した案

決算認定

- ▼29年度一般会計歳入歳出決算の認定
- ▼29年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- ▼29年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- ▼29年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
- ▼29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- ▼29年度合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定

以上6件の決算認定について、決算審査特別委員会佐藤清司委員長が審査結果を報告。委員長報告の後、会計ごとに採決した結果、何れも認定することに決定しました。

補正予算

- ▼30年度一般会計補正予算(第6号)
- 歳入・歳出ともに4069万3千円を追加し、予算総額を34億4416万7千円とするもの。
- 歳入の主なもの
 - ・普通交付税 1136万7千円追加
 - ・特別交付税 1000万円追加
 - ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 1045万円追加
 - ・土木費国庫補助金 602万6千円追加
 - ・指定寄附金 110万円追加
 - ・財政調整基金繰入金 3307万2千円追加
 - ・総合福祉医療センタースプリンクラー設置工事 1040万円減額

- ・漁港事業負担金 1210万円減額
- ・橋梁補修事業 630万円減額
- ・臨時財政対策債 386万8千円減額
- ・歳入の主なもの
 - ・職員給与費職員手当等 683万8千円追加
 - ・共済費 206万9千円減額
 - ・バス交通確保補助金 299万7千円追加
 - ・廃屋解体撤去補助金 109万円追加
 - ・地域振興基金積立金 100万円追加
 - ・後期高齢者医療広域連合医療費負担金 165万1千円追加
 - ・高齢者生活福祉センター燃料費 168万2千円追加
 - ・高齢者生活福祉センター修繕量 167万4千円追加
 - ・海岸漂着物処理業務委託料 265万2千円追加
 - ・地域産業活性化支援補助金(農業振興費) 212万6千円追加
 - ・地域産業活性化支援補助金(水産振興費) 212万6千円追加

- ・漁港建設費負担金 1523万4千円追加
- ・地域産業活性化支援補助金(商工振興費) 1151万4千円追加
- ・橋梁維持費業務委託料 214万円減額
- ・小学校燃料費 124万9千円追加
- ・中学校燃料費 168万4千円追加
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼30年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 歳入・歳出ともに1万円を追加し、予算総額を6551万円とするもの。
- 歳入
 - ・一般会計繰入金 1万円追加
- 歳出
 - ・一般管理費(給料等) 1万円追加
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼30年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 歳入・歳出ともに42万6千円を減額し、予算総額を7287万4千円とするもの。
- 歳入

・一般会計繰入金

42万6千円減額

歳出

・一般管理費（給料等）

77万2千円追加

・維持管理費（委託料）

55万1千円追加

・給水工事請負費

17万4千9百円減額

◎全員賛成で原案可決

▼30年度後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）

歳入・歳出ともに20万4千円を減額し、予算総額を237万6千円とするもの。

歳入

・特別徴収保険料

42万5千円減額

・普通徴収保険料

73万5千円追加

・事務費等繰入金

14万9千円減額

・保険基盤安定繰入金

37万3千円減額

・前年度繰越金

8千円追加

歳出

・自治体システム協議会負担金

50万円追加

・事務費、保険料等負担金
25万4千円減額

◎全員賛成で原案可決

▼30年度合併処理浄化槽事業

特別会計補正予算（第1号）

歳入・歳出ともに3万8千円を減額し、予算総額を1億5026万2千円とするもの。

歳入

・一般会計繰入金

3万8千円減額

歳出

・一般管理費（給料等）

3万8千円減額

◎全員賛成で原案可決



発議

▼野崎泰生副村長に対する辞職勧告決議（案）

提出者 島牧村議会議員

佐藤 伴 則

藤澤村政も11年を終えようとする中、ここ数年の行政全体の執行状況を鑑みると初心を忘れ、自らが何をなすべきかを見失っているように思えてなりません。

時代の転換期を迎えている昨今では、日本国自体が憲法改正議論を迫られる期を迎え、平成も終わりを告げようとしている昨今では、名ばかりの

地方創生を名目に、現実には各自自治体のスピーディーで大胆で特色を持った地方独自の運営が求められています。

この間の、藤澤・野崎体制下における執行体制を振り返ると、自己中心的な政治姿勢、パフォーマンズだけの政治姿勢に終始しており、計画行政という名の問題先送りが続けられ、村民の生活向上がお座なりになっております。

これらは、藤澤村長の責任感と決断力の無さと、行政側の実質的なトップである、野崎副村長のガバナンスとコンプライアンス意識の欠如と、指導力不足が大きく起因している事と感じております。

自らの行政責任については何ら解決方法を示さず、多くの幹部職員を含めた全職員に対して、威圧的な管理の下で伸び伸びとした仕事環境を与えず、自己保身に終始していると思われる行動は、様々な不祥事を含めた行政運営の停滞と混乱を招いている温床と言わざるを得ない事と考えます。

また、村政の両輪と口では言いながら議会軽視が甚だしく、平成30年度の議員全員協

議会などでは、公然と村側が自ら作成している要綱に違反している行為を要綱相手側のせいにして、運用したことをあたかも問題が無いかの発言をするなど、説明責任を回避し、反省のかけらもない態度を取るほか、平成30年6月定例議会において可決した村条例を拡大解釈として混乱を招くなど、村民に直接的に迷惑をかける事態を発生させたにもかかわらず、この事を解決しないまま、議会で否決された案件の一部を議会議員に一言もなく専断処分するなど、人道的に考えられない権力行使を行ってききました。

これらの事も含めて、村民との直接対話と称したパフォーマンスにより、説明責任を回避し、村民の認識をいたずらに混乱させてきました。島牧村有害鳥獣捕獲出動報奨金交付問題を契機に、数々の問題点が表面化してこの事を契機に、村側の余りにも村民目線からかけ離れた実態が浮き彫りになった事は、時代の要請に議会議員が適切に行動をした事と自負しております。

野崎副村長には、村行政の

実質的なトップとしての資格と品格を微塵も感じられません。

法律や条例は、人間社会における最低限のルールであり、まして役所が自由に決定し、議会同意を必要としない要綱は、更に自らの規範意識の中の運用が求められると考えます。

これらのルールを守らなければならぬ、政治に携わる者の責務は限りなく重いものであり、この責務を全うするどころか、自らの保身のために積極的にルールを無視するような人は、政治家として最低の資格さえ無いと思います。

以上の事から、藤澤村政内における野崎副村長の責任は重く、このままの体制では、村民の島牧村行政の信頼回復と、健全な村政運営を回復する事ができないと判断するに至りました。

よって、島牧村議会は地方自治の精神に沿って、島牧村の将来と村民の安心安全と暮らし向上のため、野崎副村長の即時辞職を求めるものいたします。

・反対討論 濱野勝男議員
今、野崎副村長に対する辞

職勧告の決議理由を、発議者が朗読しましたけれども、内容を見ますと正に今年4月から現在に至るまで、そういった村政が抱える問題点を上手く文章化したという思いはしています。

ただ、野崎副村長個人的に何があったのか、何か事件でも起こしたかと言いますと決してそうではない、村政の失態、こういったものが主に発議の原因になっているとするならば、私はこれは矛先が違うのではないかと思います。

少なくとも、これは正にこのとおり故に辞職勧告をする、あるいは問責を出す、とすれば、任命権者である藤澤村長に出すのであれば、これは話が分かります。

しかしながら、野崎副村長にはこの決め手は、決議の理由書の内容を見ましても当てはまらないということから、私はこの決議案に対して反対させていただきます。

◎賛成少数で否決

▼島牧村議会の議員の定数を定める条例の一部改正

提出者 島牧村議会議員

佐藤 伴 則

少子高齢化、経済活動の縮減に伴う村内人口の急激、且つ著しい減少に歯止めがかからない状況は申し上げるまでもないことと思います。

加えて大型建設事業が進行中である他、村全体に経年による基盤整備を必要とする公営住宅整備・教員住宅整備・道路・治山等を含めた、生活環境整備・災害対策等の大型未執行事業が散在しており、更には、村民の高齢化率の進行に伴う更なる福祉政策の充実が急務となっている現況は、財政の硬直化が危機的状況であると考えられます。

地方自治体では、首長と議会がそれぞれの役割を持って運営されておりますが、共に「村民のために」を基軸とし、決して其々が自らの保身や個人的な事由にて政治活動を行うべきは愚の骨頂であります。

そこで、このような島牧村の実情を踏まえて、北海道の地方議会の現況を調べてみると、私が平成20年に発議した時よりも多くの議会で議員定数削減が進んでおります。

平成30年6月1日現在、平成20年に比べ定数8名の議会が13から22ヶ所、定数9名の

議会が12から24ヶ所など、1,798人から1,587人(211)へと144議会のうちの多くの議会が更に削減に取り組んでおります。

また、道内における町村人口は、1,130,506人から988,084人と142,422人減少しており、約12.6%の減少率であります。

このことから試算してみますと、議員定数1名に対する人口数は622人となり、当村にあてはめると、単純計算ではありますが、議員数は2.4人となります。

島牧村議会は、他議会に先んじて定数削減に取り組んできた歴史を持っています。

しかし、時代の変化が急激に進む流れを受けて、島牧村議会の尊厳と住民理解を更に得べく英断をするべき時期に來ていると思います。

実際に議員定数6名で、10年以上前から活動している議会もある中、議員の創意と工夫と規範力で議会の役割を果たしていける事と思い、ここに定数削減案を提案提出いたします。

※議員定数を2名減じ、6名

とする条例案の提出

◎賛成少数で否決



条例改正

▼島牧村職員の給与に関する条例の一部改正

人事院の公務員給与改定勧告に基づく国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村医療職等養成奨学資金貸付条例の一部改正

島牧村医療職等養成奨学資金条例の目的を明確にするため、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決



報告

▼委員会調査報告

(総務社会常任委員会)

平成30年10月18日、第3回村議会定例会で調査の付託を受けた所管事務調査について、長尾文裕委員長が調査結果を報告。調査内容は34ページに掲載しました。

◎報告

▼委員会調査報告

(産業建設常任委員会)

平成30年10月15日、第3回村議会定例会で調査の付託を受けた所管事務調査について、濱野勝男委員長が調査結果を報告。調査内容は35ページに掲載しました。

◎報告

▼教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価の報告

教育委員会が平成29年度実施した事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告。

◎報告



その他

▼島牧村過疎地域自立促進市

町村計画の変更

島牧村過疎地域自立促進市

町村計画について、一部事業

内容に変更が生じたため、本計画を変更し議会の議決を求めるもの。

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務

調査について、閉会中の継続

調査とするもの。

◎決定

島牧村地域産業活性化支援補助金の支援対象者について



濱野 勝 男 議員

問

周年農業に携わる農業者でありながら、法人加入をしていない事を理由に支援対象外となっています。

これらの農業者の救済等を考えるべきと思いますが、理事者の考えを伺います。

藤澤村長

周年農業に携わる農業者でありながら、法人加入をしていないことを理由に支援対象外となっている農業者について、救済等を考えるべきではないかとのご質問でございますが、本条例につきましては、農林漁業及び商工観光業の生産性の向上並びに、所得の向上を図るため事業活性化を推進し、産業の安定的な振興と発展に資することを目的に制定したものであり、本村産業の基盤となっている小規模事業者の育成を推進し、産業全体の底上げを目指すものでござ

います。

補助対象者となる要件といたしましては、条例第4条において、本村で産業を営むものであること、公租公課の滞納がないものであること、産業団体に登録している個人事業主、共同事業体及び法人であること、及び75歳以下の年齢要件等について、規定をされておられ、当該事業者については、法人もしくは産業団体に登録されていないことをもって、補助対象者に該当しない状況にあります。

しかしながら、その内の当該事業者は、専業農家でありながら、年齢要件並びに後継者の確保面でも条例の補助対象者の規定に合致していないながらも、産業団体への登録要件が満たされていないため、支援を受けることができないという実態は、本条例の本旨である、地域産業の振興による持続可能な地域づくりと、かい離れた状態であると認識するところであり、支援対象者としての検討余地は十分あると考えるところであり、補助対象者として支援可能となるよう早急に検討してまいりま

すので、ご理解賜りたいと存じます。

濱野議員

一つ前向きな発言があったということでございますけれども、この株式会社農業振興会、これ現在会員が26名ということで、26名の内、何名が専業農家なんだというところに、非常に疑問を抱くものがあります。

言ってみれば私も言ってる周年農業に携わってきているということは、365日、これは相当歴史と言ったら大げさかもしれませんが、家

の営んでいる椎茸の栽培農家でございますけれども、これらの方が、後継者がありません、しかも年齢制限にも逸脱していないという状況の中で、言ってみれば冷や飯を食っていると云ったら語弊があるかもしれませんが、少なからずともそういった村内の本当の専業農家がこの恩恵に預かっていないという、非常に問題なところであるうなと思っております。

いずれにいたしましても、そういったかたちでの何らかの救済制度、現行のこの条例では、確かに村長言われるよ

一般質問

うな制約があるわけでございますけれども、少なくともこの農業振興公社なるものは、補助金を得るための一つの手段としての会社の設立というふうに私は理解しているのですけれども、少なくともそういった、そこに入ってから周年しなくても貰えるよと、あるいは助成を得るんだよと、いうことの無いように、本当の真の農業者、この方に対して、特段の配慮をしていただければ助かるなと思います。

藤澤村長

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、産業の活性化、地域活性化を目指し持続可能な地域を築いていくというのは非常に急務である、そういったよう中で、5カ年の時限でこの条例を定めたところでございます。

願わくば集団化しながらという部分もございます。

その中には様々な兼業農家さん等の救済等も含めて、既設の農業振興会はそれなりの役目を果たしているとは思うところでございます。

反面、専業農家でありながら、そういうようなほぼ全ての

の条件を満たしながら、その部分で救済されていない。

そういうようなこれからも十分、農業としての椎茸栽培しているようでございますが、持続可能である状態の中で支援から外れていく、また後継者もいらっしゃるそういうような中で、これはやはり本村の産業振興のためにも、何とか救済していかねければならないと思うところです。

条例上でいけば、補助対象者の部分で村長の特認事項等もちょっとございませんで、現状の中ではなかなかすぐという部分、難しさはございますが、場合によっては条例の一部改正等考えながら、ご指摘あったような、この方に限らず似たような専業農家の方で様々な条件をクリアして

いながら、そういった団体等に所属されていないというような部分については、これからも救済してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

濱野議員

一つ特段の前向きな対応をしていただき、この事をお願い申し上げます。

有害鳥獣対策として 電気柵の無償設置について

濱野 勝 男 議員

問

今後、益々増えるであろう鳥獣による農業被害、また地域住民の熊に対する自己防衛、或いは集落ごとの防衛手段として電気柵の設置は必要不可欠の対策と思います。
これら事業の実施を、村は無償で早急に対策を講ずるべきと思いますが、理事者の考えを伺います。

藤澤村長

地域住民のヒグマに対する自己防衛、或いは集落毎の防衛手段として村が無償で電気柵を設置してはどうかとご質問でございますが、8月1日に植車地区の住宅等に被害が発生した際、同地区の住宅の背後地に、住民の生活圏と境界を作ることとを目的に電気柵を設置したところ、設置後出没情報は数件あったものの、住宅等への被害がなく、電気柵を設置した効果が表れたものと認識しているところでございます。

この結果に基づき、9月28日開催の全員協議会において、

千走地区から元町・原歌町の地区全区間の住宅の背後地に

電気柵を敷設することと、並びに住民が自主的にヒグマ被害防止対策を行うため、電気柵を購入する場合に対する支援制度の創設について検討したい旨、ご協議申し上げたところでございますが、今後も民家周辺に出没する可能性は高いと考え、新年度において実施してまいりたいと考えております。

なお、電気柵は侵入防止をする対象施設の周囲を囲うことで最大限の効果が得られるものでありますが、本村は民家が国道に面しており、出

入りに支障があるため全体を

囲うことができないという地形的な制約がありますので、基本的な取り組みになります。基本的な取り組みには日常熊を誘き寄せないよう、生ごみの管理を徹底していただきますとともに、適切な方法で廃棄していただきますよう、望むところでもございますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

濱野議員

いずれにいたしましても、今年の熊騒ぎ、そして過年度におけるこの熊の捕獲のための出勤経費、これが相当な金

額になっているのも事実で、さりとてこの電気柵を設置したからといって完全に防げるというものでもない。

従ってこれらは、単に住民の安心・安全ばかりではなく、場合によっては農業者に対する畑の鹿の駆除、あるいは熊の侵入防止、こういったものにも、100%村が助成するかたちで、これも農業振興策の一つだと私思うんです。

従って、1キロあたり、大体25万から30万、その設置状態によって、あるいはそのあるなしによって大分相違はございますけれども、大体原歌から元町・千走の間で6キロ、これを仮に全部設置したとしても、大体180万から150万の範囲で納まるというようなことで、「みらいアグリ」の方にも私直接電話をして確認いたしましたところ、そういうような金額が出ている。

ただしこれには、設置費用は付いてないと、あくまでも設置費用は別ですよということが条件としてありました。

ただその辺は、村で雇用している季節的に、草刈りをしてもらっている、そういう職員の方々にこれを設置しても

らう、あるいは草刈りをしてもらうというようなことで、ほとんど対応できるのかなと思っております。

それらの費用もそれなりに私は積算しておりますけれども、費用は掛かると思いますけれども、第一として完全なものではないにしても、少なくとも民家の周辺に熊を寄せ付けないという、そういうかたちでの対応をすべきと私は思っているところです。

そういうところで、一つ新年度予算にこういったものを盛り込んでいただいて、その実施に移っていただければ助かるなと思いますので、よろしく願います。

藤澤村長

農地等、農産物等に対する被害防止といったしましては、既に熊というわけではなかったのですが、鹿被害が激しいということで、電柵について5割での補助は既に数年前から実施いたしております。更なる補助支援をということでございますが、出沒頻繁な所等、やはりある程度考えなくて必要あるのかなと思うところでもございます。

原歌・元町間あの辺の本年非常に住宅街を熊が出没した地域、ご指摘のとおり大体6キロぐらいで、事業費だけで言いますと、大体150万から180万ぐらいの試算がされていましたが、村でもそれぐらいかと押さえております。問題は設置費が別に掛かるということ、これもやはり

人件費になりますので、高い部分ではございますが、今ご指摘ありました雇用事業で村が直接季節雇用している職員等活用しながら、設置するということも可能でございます。そういった中で対応を少し進めていきたいと思うところでございます。

括的にご指摘ありました民家周辺に熊を寄せ付けない対策、これについては今年の出来事等も教訓にしながら、新年度においてより具体的に対応を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

有害鳥獣出動報奨金の支払い根拠について

濱野 勝男 議員

問

村長は当初、猟友会の請求に基づき、出動報奨金交付要綱を無視した請求金額を支払おうとしましたが、9月12日開催の議会で一般会計補正予算が否決され、その後9月28日、10月12日、10月31日と立て続けに全員協議会を開催し、この間、議会は出動報奨金要綱に基づいた精算をすべきとの申し立てをしてきましたが、10月31日、請求金額の1割減で専決処分をもって猟友会に支払いをしましたが、その根拠について伺います。

また、専決処分をすべき案件であったかどうか理事者の考えを伺います。

藤澤村長

有害鳥獣出動報奨金の支払い根拠について、10月31日専

決処分を行った、有害鳥獣捕獲出動報奨金に係る支払い根拠と、専決処分すべき案件で

あったかとの2点についてのご質問であります。1点目の支払い根拠についてでござ

いますが、10月31日開催の全員協議会でも資料を提出し説明しておりますが、現行の要綱を精査し、あくまでも運用の範疇として、7月30日から10月22日までの実出動日48日間について、出動合計時間から日中分を除いた時間の内、8時間を夜間出動2割増し、8時間を越える時間を深夜出動5割増しとして算定しております。

また、夜間・深夜という割増しに関しまして、あれだけ異常な状態が、連日連夜続いたという状況下における特殊事情といたしまして、要綱そのものを変えることなく、あくまでも運用の中での取り扱いというかたちで精査し、結果的に約1割減という報奨金を支払いしたところでございます。

金の支払い等について協議してまいりましたが、理解を得られなかったところでございます。

また、この間、猟友会島牧分会から、9月18日付で9月末日を期限とする支払い申出書及び、10月15日付で10月20日を期限とする支払い申出書が提出されており、これ以上の支払い遅延はできないと判断し、10月31日の全員協議会において、予算補正の専決処分による出動報奨金の支払いを行う旨、ご説明したところであり、全員協議会終了後、地方自治法第179条に基づき専決処分を行ったところでありますのでご理解賜りますようお願いいたします。

濱野議員

私どうも不思議に思うのは、出動報奨金交付要綱、この5条の1・2とありますけれども、この1・2は出動要綱、ヒグマ出動要請の場合は1回2万円とする、ただし村長が緊急出動要請をした時に限り5割増しとするということは3万円ですよね。これが要するに軒並み緊急出動ということになっている。

この辺が二つの使い分けができるこの要綱になっているんですけれども、これが総じて緊急出動というかたちになっている故に、こういう言ってみれば1割カットしたというものを、総額で1,590万7,250円、こういう膨大なこの出動要請と、そしてまた、猟友会に対する支払い総額になっているというようなことなんですから、要綱に基づいていきますと、要請日初日のみを割増しということであれば、これは分かるんですけれども、これが計算結果の現行要綱というよりも、要するに全部を緊急とした場合には1,400万円になります。

そして割増し無しですといった場合には950万円、そして初日のみ割増しというようなことであれば1,000万円という、相当金額にバラつきがあるわけでございますけれども、少なくともこの要綱からいったら、最後申し上げました初日のみ割増しというかたちの1,000万円、これらが妥当な金額なのかというふうに思うわけで

ございます。

従って、どうしてこういうふうにして、この要綱に熊の出没に限り、これはきっかり2万円とするということにあるにも関わらず、3万円が払われている。

これ全部を緊急出動というような見方をするのはいかなものかなと。

これ私ばかりじゃなく、住民からも非常にそういうような意見があるということも、村長も聞き及んでいると思いますけれども、少なからずともこの使い分けを何でしなかったのか、この辺をお聞きしたいと思います。

藤澤村長

全員協議会においても、確かそれらの質問にお答えしているとは存じますが、緊急出動の5割増しの取り扱いの件でございますけれども、従来この要綱に基づく出動要請、基本的には1週間単位で出動要請を行ってきております。

過去において、この1週間単位で熊が出没したという事例をもってして、1週間単位での出動を要請した場合には、これは緊急出動というかたち

で運用が図られてきたところでございます。

今回も全く過去のそういう運用に基づきまして、1週間単位で出動要請をかけており、これは熊の出没に対しての出動要請であるということ、すべからず緊急出動という対応で行っていたところでございます。

そういったことで、ご理解のほどお願いいたします。

濱野議員

出動要請は分かるんです。ただ問題は要するにこの要綱とかけ離れたようなかたちで、全部5割増しということに、これ全てが1回3万ということだったら分かるんですこの要綱が。ですけれども、ここに第1として(1)、この要綱の中では2万というふうに、従ってこの辺非常にアバウトな感じで表現している部分もありますよね。

従って少なくともヒグマ捕獲出動要請、しかもこれ捕獲の出動要請ではないんですよ。

言ってみれば捕獲もできない、そして出たものを監視す

る、そういうなかたちの中で、果たして毎日のように10人態勢でこれらの対応をしなければならなかったのかどうか、警察は発砲は許さんということ、これは初回からもう分かっている話なので、少なくともこういった段階で規模の縮小なり、あるいは監視の人数を減らすなり、そういった方法というのは当然あって然りだと思えます。

私も4・5回という状況で、猟友会の方々が熊の出没する地域に付いているのかと、見て回りました。

確かにテレビで放映されましたけども、危険な場所もありましたけども、あえて発砲もできないのに、何でああいう様な危険な行為にまで追い詰めていかなければならないのか、そういうこと非常に時間が経てば経つほど、そういった部分で、果たしてこの対応・対策というのは万全であったのかどうかというようないがします。

従って今後、少なからずともやはり警察に全てを委ねるような、そういうかたちで、この対策をしていったらいいかなものかなと、この後にお

いて警察が警察の判断で要請をするなり、なんなりはすると思うんで、そういうことを、もっともっと村として先を見越した対応・対策が必要じゃないかなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

藤澤村長

様々なお考えまたは、判断等があるかとは思いますが、

何点かに分けてあるので整理させていただきますと思いますけれども、2万円の単価が5割増しになって3万円になっていくという。

これは前も先に述べましたとおり、あくまでも1週間単位での出動要請をかけることによる場合、これは緊急出動であるという考えであったことを、ご理解いただきたいと思えます。

しかし、それが実態として捕獲等ができない、発砲等ができない、そういう状況であれば、果たしてそれが出動要請と言い切れるのかというような疑問の部分がいったのかと思えます。

この見方は色々あるのかもしれないんですが、出動要請を掛けることによって、現場で銃

を手持って外に出ることはなかなか人家等でできないまでも、車等に銃を保管して置いておくとか、そういうようなことは、出動要請に基づいて出ることによって可能になっております。

警察も基本的には夜間発砲、それから住宅街での発砲これらについては狩猟法なり、銃砲刀剣法等によって、原則禁止事項になっているというところで厳しいものがございまして、緊急避難的な場合、警察官の指示命令に基づいて発砲する、いわゆる警察官職務執行法の公務執行法の代役を警察官の指示命令の下で行う。

そして発砲するということは、全くできないわけでもないという状況がございまして。そういった状況下の中で考え併せた時には、出動要請をして猟友会に出てもらうことが、やはり最大限の対応策であり、また、住民の安心・安全を守るためには、民家近くにそれだけ熊が出没しているという状況からいくと、追い払いをするにしても何をやるにしても、やはり熊等の生態等も熟知している猟友会に頼らざるを得ないという状況にあった

かと思えます。

最後に警察に委ねた上で、警察から猟友会へ要請をするような方法、そのようなかたちの方が良いのではないかとこのご指摘もございました。

ただそういうことが、果たして可能になるのかどうかは、ちょっと私も勉強不足な部分でございますけれども、ただ基本的にはそういう鳥獣等に対する部分は、自治体の責任範囲となっておりまして、現状においてはあくまでも自治体からそのような要請を掛けていくというようなことになるかと思えます。

警察もこのような熊等に対する対策の場合、パトロールまた、呼びかけ等による部分と、追い払いと言ってもかなり限度のある対応しか取れない。

そういうような状況下の中で、どうしても警察としても猟友会に頼らざるを得ない部分というのがあったのも、現場での実態でございます。その基となるのが、村からの出動要請に基づく行動であったというふうに私は考えているところでございます。

何とかその辺も含めてご理

解賜りたいと思えます。

濱野議員

後で同じ質問をされている方もおられますので、その分についてはこれぐらいにしましすけれども、少なくともこの27年度からの猟友会の奨励金、これについてちょっと伺いたいと思うんですが、27年度は総額で540万円、そして28年度は763万円、そして29年度は860万円、毎年100万円以上上がってきている。

確かに熊の捕獲状況、出動状況を見ましても増えていることは確かなんですけれども、これはこれでもう一度精査するものも当然あると思いますけれども、少なくとも、これらの根拠になっているものは、一つ免許等取得交付金、あるいはこれらの狩猟等の交付金なんですけれども、ほとんどが、100%助成なんです。

それでいってみれば50%助成というのは、一般銃の購入とライフル銃の購入、狩猟及び装弾の保管庫に対する負担、これが2分の1なんです。

後は全て100%助成、これはあくまでも我々の知らない

高速道路整備について

いところで、長年に渡ってこういうようなかたちでやってきたんだなというふうな思いはしますけれども。

いずれにしても各種の産業団体、あるいは商工会、こう

いったところに助成しているものに比べれば相当手厚い助成制度を持っている、これらも改めていただきたいと思うところでございます。

後で続く方の質問のところ

もちょっと残しておかなければというふうに思いますので、私はこのぐらいで質問を終ります。



長尾 文 裕 議員

問

去る11月23日、共和町において、北海道横断自動車道の共和・倶知安間の着工式が行われました。

残るは黒松内・倶知安間の整備ですが、今後の見通しについて伺います。

藤澤村長

黒松内・倶知安間の整備の今後の見通しについてのご質問でございますが、初めにご承知かとは思いますが、倶知安・小樽間を結ぶ北海道横断自動車道、後志自動車道の進捗状況について述べさせていただきますが、12月8日には余市・小樽間22.3キロの開通式を終え、同日午後3時から供用開始となっております。倶知安・余市道路のうち平

成28年5月には共和・余市間に着工、更に本年11月23日には倶知安・共和間の着工式が執り行われ、道内主要都市や地方生活圏を結ぶ高規格幹線道路ネットワークが急ピッチで構築されつつございます。ご質問の黒松内・倶知安間の延長約29キロメートルについてでございますが、本路線につきましては、平成23年度に計画段階評価により当面、現道を活用する区間と結論付

けられ、残念ながら着工が凍結されている状態にあります。しかしながら、道内において過去に着工を凍結され、後に解除となり、着工された路線事例がございます。去る11月5日北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の要請活動において、北海道開発局小樽開発建設部長から、異例のコメントとして、余市・小樽間の開通、倶知安・余市間の着工となった

ことから、これからは黒松内・倶知安間の着工凍結解除に向けて、後志管内全自治体と連携し、本年度後半から明年度に向けて強力に推進していく旨の意思表示がございました。北海道横断自動車道黒松内・小樽間の整備促進については、非常に長い歳月を要しており、別線整備区間である倶知安・小樽間の着工・早期完成を最優先課題としてきたため、黒松内・倶知安間が未

着手区間として取り残され、歴代南後志3町村議会議長等とともに行動してきた早期着手の要請活動すら疎んじられた時がありました。現段階にあつては、本路線の着工凍結解除・事業着手の時期等については未定でございますが、1日も早い成果が得られるよう、本事業を所管する小樽開発建設部・北海道開発局とのより強固な連携のもと、後志管内市町村や関係団

体と一丸となり、未着手区間が早期に着手されるよう国に強く要望してまいりますのでご理解賜りたいと思います。

長尾議員

具体的にはなかなか、立場上言えないのかなという気もしますが、でもそんな弱気では私は駄目だと思うんです。

実際、何でこの北海道横断自動車道、起点が黒松内で終点が釧路になっているのかは村長もよくご存知だと思うんですが、私たまたま昨日札幌からの帰り、札幌西から余市まで乗りました。

やはり早いですよ、私よりもっと早く帰って来れる人もいるんじゃないのかなという気がしますが、今せっかくネクスコから離れて国直轄で、この余市から倶知安までの整備が進められようとしているなかで、一ヶ月ちょっと前、ある方とお会いした際に、残るこの黒松内・倶知安間の整備に関して、私も制度上、整備区間に格上げしなきゃならないということもよく承知しております。

そのなかでその方が申すには、この黒松内・倶知安間の

未整備の部分に対する、関係周辺町村の推進協議会、そういうものを是非立ち上げたらどうだということを申されておりました。

今、この整備が途切れると、また暫らく置かれてしまって、この黒松内・倶知安間の整備というのは、頓挫してしまうのかなという気がします。

それと、昨日車で走行中、高速道路の状況を聞いていたら、黒松内ジャンクションと言うのですよ、黒松内インターじゃないのです。

ジャンクションとはどういう意味か村長よくお分かりだと思えます。

小樽のジャンクション整備にも相当、この後志管内の町村会を始め、様々な期成会が色々な方と尽力されてやってきた。

その黒松内ジャンクションというこの位置を最大限訴えて、何とか先ほども申し上げましたように、少なくとも総体的な期成会・町村会がありますけれども、尚且つ黒松内・倶知安間に関係する周辺自治体の推進協議会を是非立ち上げて。

このように考えるのですが

いかがですか。

藤澤村長

正にその通りだと思います。基本的には全く同じ思いであります。

黒松内・倶知安間が当面減道、倶知安・小樽間の別線、これを評価段階の時にそこで切ってやっていった経緯経過、色々な理由付けがあるうかと思えますけれども、その根底にあったのはやはり倶知安まで、ニセコリゾート等を中心とする、そこまでまず最優先化しようという、当時の思惑が強く動いていたと私は思っておりますし、それが実際のところであったと思えます。

それで、そこが全て着工となったということであるならば、もうこれからは誰に遠慮することもなく、当然先ほどおっしゃいました、黒松内ジャンクションから5キロしか延びていません。

5キロ延ばすためのジャンクションではなかったはずです。あくまでも道央道とも、クルッと既存の高速道路と循環する、環状化していくということが重要なことであるとい

うふうに、私認識いたしております。

全道の期成会としては、2環状8放射線という言い方をしながら、北海道における高速自動車ネットワークを進めていくということで、その2環状の内の重要な道央圏・道南圏を結ぶ重要な位置付けであるということだと思います。

また、具体的な今後の整備計画に上げていく為の手段、関係町村の推進協議会等の立ち上げというお話でございます。

どういうかたちになるか明確な部分はまだありませんが、具体的にはまず南後志関係町村、最低限3町村、寿都・黒松内・島牧と、蘭越も一緒になる部分が大でないかなと思えますけれども、まずはその辺の戦略をスケジュール等含めてどういうような戦略でいくか、第一段階として早急に事務方レベルによる会議・協議を進めていきたいということで、準備手段として進めていきたいということで過日、黒松内町長からも話を受けたところでです。

私としては、話が無ければ逆にこっちから、もう時代的

にそういうことをどんどん進めて行こうということで言おうと思っていた矢先に、町長の方からそういうお話がございました。

そういったなかで具体的に、今後は先ほど言いましたとおり、この事業そのものを所管する小樽開建の部長も積極的にやっていくということをやっておりますので、関係する期間等との連携をしっかりと取りながら、何とか一日でも早い事業着手に向けて頑張っておりますので、ご理解をお願いいたします。

長尾議員

個人名はそれぞれの方々の名譽にも関わることですから、避けたいと思います。

しかし、その倶知安までを何とかという意味合いを持たせるために、この黒松内・倶知安間が現道利用という、当初の計画だったということは私も関係した方々から聞き及んでいきます。

しかし、残念ながら今、単なる計画路線でしかありません。

何とか整備路線に格上げしてもらおう、そのことが本当に



先程村長の答弁にもありましたが、黒松内の町長さん方からもそんなお話をいただいているということでありますので、この機を逃さず、本当に具体的な行動に移せるようなことを、もっと時間を掛けなくて、せっかく相手方からそういう手を差しのべられておりますので、村長も強いリーダーシップを発揮されまして、来る年1月には何とかそんな良い話を、我々に聞かせいただければなと思うのですがいかがですか。

藤澤村長

1月に具体的な良い報告ができるかは、いかんとも心もとないところでございますけれども、いずれにいたしましても、機を逃すことなく、早急に対処すべき、行動すべきその部分はまさにそのとおりだと思っております。

何とか良い知らせ、報告ができるよう頑張ってまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

猟友会出動報奨費の専決処分について



佐藤 清司 議員

問

村長は10月31日の全員協議会で、住民の理解を得られると答えていましたが、その根拠について伺います。

藤澤村長

10月31日開催の全員協議会

において、猟友会に対する有害鳥獣捕獲出動報奨金に係る予算を専決処分することについて、住民の理解が得られるかとのご質問に、私は、住民の皆様には理解していただける旨の答弁をしたことについて、その根拠についてのご質問でございますが、この度のヒグマ出沒は、夜間・人家周辺や漁港に、長期にわたり出沒する異例の事態であり、その危険性に対処するため、ヒグマの習性と狂暴性を熟知しております、猟友会にその対処を要請したところであり、最も危惧した人家侵入・人的被害・人身事故等もなく、事

なきを得、終息し安堵しているところでもございます。

また、地区会からの要請により開催しました説明会においても、住民皆様のヒグマ出沒への計り知れない不安感、安心して暮らせる日常への早期回復について、強く訴えられたところでもございます。

この様な状況下にあつて、私は村民の生命と財産を守り、安全・安心に暮らせる日が一日でも早く戻ることを最優先に考え、ヒグマ対策を行ったところであり、その効果・実績は、村民皆様にご理解いただけたものと確信しており、その費用に係る専決処分についてもご理解いただけたものと考えております。

私は、私が担う多種多様な責務の中で、最も重要な基盤となる責務の一つとして、村民皆様が安全に安心して暮らすことのできる村づくりにあると考えます。

今後もヒグマ対策のみならず危機管理意識を強く持ち、村民皆様の安全・安心の確保に努めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤清司議員

今回の熊の出動費の件に関しては、9月4日の議会運営委員会では5人の議員が、この案件は賛成が得られないからと、その議会運営委員会終了後、議連の委員長、産業建設

委員長2人が村長室に行つて、何とか今回は地域活性化事業の補助金も入っている案件もある中で、熊の出動費は今回の議会でも1件外してくれないかとお願ひしたにも関わらず、村長はこの熊の猟友会たる出動者が急ぐのであるのか、この案件を聞き入れて貰えず9月12日の補正予算、普通、補正予算というのは、可決されるのが妥当なところだと思つて、村長はどうか付度、猟友会に対して普通以上の思い入れがあるとしたか考えられません。

村民からは、議会は条例で決まってい何故出さないのか、村長が猟友会と決めた約束事だから、村長がこの多額

の、1、156万円を払うべきでないかと、随分私の耳に入ってきました。

また、よその会議に行くと、島牧村はよその地区の腕の良ハンターを要請してきているから、このような報奨金で採めているのか様々な話を聞いています。

また今回、随分テレビ局の報道がなされましたが、あるテレビ局は1日の報奨金が3万円と間違った放送をし、私は番組総合センターにクレームを付けて、「あなた達きちんとした報道をしてくれ」と、「1回3万円の多額の報奨金で今、村は揺れているんだ」と、熊が出る度に報奨金はかさむし、村長は自分と

猟友会の決め事だから1回3万円の報奨金を払おうと頑張るし、議会は高すぎると否決しているなかで、どこで折り合いがつくか、恐らくこれは決着付かないよと議員のなかで話していた矢先に、村長はこれだけ3回の協議会を始め、議会を無視して専断して決めるという、なかなか島牧村の議会でもそんなにあり得ないような、専断をしてまでも決める案件なのか、私は本

当にびっくりしました。

何のための議会、議員、村長の権限でこういうことが出来るのであったら、議長も議会も何もいらないのではないかと改めて随分考えました。

島牧村最大の災害である今回の熊騒動、もうちょっと猟友会の人に対して報奨金の出し方も、8時間で2万円が原則だったら、1時間で2、500円ですよ。

村長の5割増しでみたって4、000円にいかないはずですよ。

そして実際7時間、8時間の日もあったかもしれないけども、5時間が主体じゃないですか。

この村長と猟友会の上手い決め事で言ったら、1日というのは24時間あるわけで、仮に4回出勤したら1人に対して1日12万円を支払うそんな状況にあるなかで、熊が出没して9月12日の議会までに、何週間も経っているなかで、もうその時点で800万円・900万円に報奨費が膨らんできているわけです。

なのに、議長も村側も全然どうしたら良いかという協議も無いなかで、ぼんっと出さ

れてどうして我々はそうですねと、確かに1回目の原歌地区のあいう熊騒動は猟友会の人達も随分活躍して、猟友会のお世話になったとそういう話も聞いていますけど、余りにも村長の考えが全てのことに緊急出動ということ出さなければならぬ。

村長は緊急ってどういう意味合いが分かっているのかな。事態が重大で至急に対策を練ることが緊急なんですよ。

なら地区のお墓参りとか、某お寺の子ども盆踊りとか、そんな盆踊りやっているそば、役場が熊出ますから外出しないでくださいとか、そういうナンセンスなことをやっているわけですよ。

だから協議会でも言ったように、全ての報奨金の出し方をもっと精査して、今回は島牧の重大災害だから、村の人も困っているから、もうちょっと猟友会の人に対して強く、何とかもう少し6割くらいにしてくれとか、何でそういう気持ちになれないのかな。

とにかく、今回のこの報奨費の件は、やはり猟友会というものは、村側も先ほど濱野議員からも言われた様に色ん

な助成金、交付金、例えば射撃練習、技術料金として、早い話が猟友会の為に練習する、そういうのにもやはり1時間2、000円、3、000円で百何十万円も村側は払っているわけですよ。

ただの運営費自体は、年間12万円しか出ていないかもしれないけど、平成27年までは1回の出勤費が1万5、000円だったわけですよ。

それが猟友会と村長の話し合いで、熊は出る、料金は値上がりする、そして何百万にもなる。

先ほど言いました様にテレビ局の取材も協議会の2回目でしたか、今回のやつを2万5、000円にして下げたという案件をテレビ局は、「村の熊出動費4割減でも議会が否決」と放送しているんですよ。

その間違った報道も、島牧村として村長はテレビ局に対して抗議したのですか。

それほど1日3万円だって、普通の人が思うのが1回3万円ですよ、1時間6、000円ですよ。

朝夕の見回りが1時間7、500円ですよ。

今、島牧村で4万か5万かの年金で生活している人が何十人いますか。

丁度この熊の出動時期、漁師の若い衆が12時から起きて夕方3時までナマコを採ったり、本当に寝ないで頑張っていますよ。

前にも言いましたけども、村長が公務員の有給休暇を認め、誰が考えたって担当の課長達が無報酬のような状況で夜熊の出没に出ているのに、同じ管理職の役場公務員が1カ月で100万以上、何十万も貰うってそれでもあなたは公務員の有給休暇、問題ないってこの間言ったじゃないですか。

会社か企業を起こすんじゃないかって差支えないんだって、どこからそういう議論が出てくるんですか。

まず、もう一回本当に今回の件で住民の理解を得られるのか、説明お願いします。

藤澤村長

色々指摘されていましたが、私も、私はあくまでも、まづ様々なご指摘の上に対して、捕獲出動報奨金の要綱を定めていっているわけです。

その要綱に基づいて支払っていくというのが大原則であるというふうに考えております。

その支払いに当たっての運用、これも過去の運用に基づいて行っていくというのが原則であると考えております。

その事と、それが高い安い等々の問題点がかなり出ているのかなと聞いておりました。

報道機関も様々な報道をされておりました。

私はこの報奨金の単価等についても報道機関に対しても何度も説明しましたが、間違えた報道はしないでくださいということ、それは言っております。

猟友会に対してその要綱自体が、付度してそういうような金目になっていったのではないかと、この指摘がありました。別、別に猟友会に対して私は付度しているという気持ちは基本的にございません。

ただ、猟友会もこれは義務的な有害駆除等に関わる活動については、これは義務的なものではございませんので、それなりの対応というのはいかなければならないというふうには考えております。

更に、猟友会自体が非常に会員減少と高齢化を引き起こしている、実働的に猟友会が動けなくなっているという実態も全道各地で起きております。

うちはたまたま年齢構成も若く、数も多いという状況がございます。

それはやはり、具体的にこういう出動要請の報奨金であったり、様々な取得維持していくために必要な部分の補助等であったり、そのような支援対策がそういうかたちを作っているとも認識しているところであり、本村はご承知のとおりこれだけ熊が頻発する場所ですので、そういうような対策も併せてとっていかないと、最後は熊ばかり増えてハンター自体も居なくなってしまうというようになっては、これは大変なことだという思いはございます。

そういうような考えのなかで、全てやってきたことであり、住民の皆さんは賛否色々あるのかもしれませんが、住民からもこういう話を聞いているとかということ、お聞きしましたけども、私は逆にそういった意味では原歌・元

町等の住民の皆さんの訴え、また植車地区の地区会長さん等が直接私のところに来て訴えていたり、様々な状況の中、また私も住民の方とたまたま会ったりしたとき等々、言われる中ではやはりそれは払うべきものは早急にちゃんと払うべきであるということ、十分言われてもありません。

そういった意味等も含め、私はあくまでも最初申し上げましたとおり、現行要綱に基づいて取り組みに基づき、それは支払っていくということに、充分皆さんの理解が得られるという下で行っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

佐藤清司議員

村長は、予算が無くとも人命ありきと、その様な考えで今回の熊の出動報奨費、専決までして払っておりますけど、私があなただったら全額専決で持っていて払うべきじゃないですか。

猟友会の会長は、ある住民に、我々は24時間体制で臨んでいるから、8時間で3万円の補償貰わなきゃないと、はっきり言ったそうですよ。

議長にも我々はボランティアではないとはっきり言ったそうですよ。

これだけの災害で住民が困っている中で、何年も前から全ての助成・奨励を要綱の中で謳われた中で、これだけ猟友会としてやっている中で、島牧村の一大事にある程度のそのような金額に拘らない行動をしてもいいと、せっかく村がお金出して猟友会を育てても、こういうことでは将来的に村の財政を圧迫するにしか過ぎないと思うんです。

34億円の予算の村で、40日か60日で1,500万円の出動報奨費を使うようなこういう事態では、やはり将来的にも熊は島牧村に居ますよ。

あなたは新しいタイプの熊とかテレビで言っていましたけど、私に言わせたらあなたが新しいタイプの村長だと思えますよ。

島牧村の住民が、あなたは十分今回の件は理解していると思っているかもしれないけど、私はそうは思いませんよ。

その辺、今後どの様なかたちでけじめを付けるのか、その辺を要望してお願いします。終わります。



気軽に 議会を傍聴してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。(3月・6月・9月・12月)

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで (電話75-6274)

保育所の現状と 今後の運営について

佐藤清司議員

問

保育士の病気や妊娠等と、従来の
保育所の運営が困難を極めている状
態と聞いており、今後の早急な対策
が必要と考えますが、理事者の考え
を伺います。

藤澤村長

保育所の現状と今後の運営
についてのご質問でございます
が、本来でありましたら、
4月に入所した児童が成長し、
現状の保育士体制で、待機児
童の受け入れについて検討す
る時期を迎える予定でありま
したが、本年11月より、外科

手術後の療養及び、妊娠によ
る体調不良等により、保育士
2名が勤務困難な状況となり、
現在はクラス担任である保育
士2名が中心となり、保育業
務を担っているところであり
ます。

この中心的に業務を担って
いる保育士2名に何らかの支
障が生じた場合には、現在の

入所児童への対応も難しくな
るところであります。その
うち1名は妊娠中期に入り、
身体的に無理はさせられない
状態にあり、マンパワー的に
極めて余裕のない状態での運
営を行っているところでござ
います。

このような危機的ともいえ
る状況にあって、今後の運営に
あたりましては、保育士の公募
と並行して、民間人材派遣会
社からの派遣による人材確保に
より、保育士欠員による影響
を緩和していくと共に、術後療
養中の保育士職員の回復度合
いにもよりますが、年度内に復
帰することが可能となれば、少
なくとも、現在の入所児童に

対しては対応できる状況にな
る見込みであります。

私は、子育て支援を推進す
る者として、待機児童を早急
に解消し、入所・利用資格の
ある児童が全員入所できる体
制を整えるべく、現状の人員
体制の中での可能性を模索す
ると共に、先ほど述べました
が、応急的に派遣保育士の雇
用も考慮に入れ、この現状に
対処してまいりたいと考えて
おりますので、ご理解願います。

佐藤清司議員

この間、この件に関して福
祉課長と保育所長に色々、私
聞きました。やはり前々か
ら村長が随分一般質問とかで
議員に言われているけども、

この幼児教育・保育士の採用
とかは、島牧村役場職員の枠
が無いとか、準職員のままと
か、待遇も良くない中でやは
り先ほども言いましたように、
人材派遣会社から保育士さん
を頼んでいるとか言っても、
住宅も無い、待遇も悪い所に
なかなか良い保育士さんが来
てくれないと思います。

課長と所長言っていました
が、もし何かあって今の運営が
できなくなったら、共働きの夫

婦の子どもさんを優先して、そ
の様な最悪の事態にならないけ
れば良いのですが、現在28名
足らずの島牧の保育所で、待
機児童どころか来ないでくだ
さい、のような状態を引き起こ
すということは、やはり何年も
前から言われていたように、村
長がいかに保育所、幼児教育
に対する対応が甘いからこう
いう事態を引き起こすのであ
って、現在2人から3人の保育
士さんだって、人間ですから怪
我もすることもある、病気に
なることもある、そんな中
でどうして住宅も造っていない、
そんな中で旅から保育士
さんが来ることはなかなか困
難だと思います。

やはり保育士さんは、見た
目は子守りじゃないかと思っ
ても、昼休みは園児を寝かせ
付けてご飯もままならず、ほ
とんど村長、副村長は昼休み
になったら自宅に帰ってゆっ
くり奥さんとかご飯もいただけ
るような立場とは大分違うは
ずですよ。

某保育士さんは、7時半前
に出勤して帰って来たらもう
6時過ぎですよ。

そんな中で村長、もう
ちょっと幼児教育、島牧の保

育所もきちんと待遇を良くし
て、若い夫婦が子どもさんを
授かることは喜ばしいことで
すごく当たり前のことです。

また、30年も勤めている保
育士さんが、体調悪くして休
むのもやはり重労働だからそ
ういうことも起こると思うの
で、よその職場のように交代
要員を作るぐらいのそういう
体制じゃなかったら、なかな
か従来の保育も難しくなって
くると思います。

2年後に国は幼稚園・保育
園の無料化、保育士の賃金
アップ3%とか決まったよう
だと課長が教えてくれました
けど、島牧村の体制が国のそ
れに全然追いついていないの
が現状じゃないですか。

やはりもうちょっと本腰を
入れて、これからの幼児教育、
保育園の運営について真剣に
村長は考えてほしいと思いま
す。

藤澤村長

基本的に保育士の待遇を
もっと良くして、保育士採用
を積極的に正職員としての採
用等を積極的に推し進めると
いうことを、おっしゃっている
のかなというふうにお聞きし

一般質問

藤澤村長
地域産業活性化支援補助金交付条例が実行されていない理由及び、年齢制限75歳について、並びに、きのこ生産業者の一部が団体に属してしな

いたため、補助を受けられない問題についての3点についてのご質問であります。1点目の条例が実行できない理由についてでございますが、島牧村地域産業活性化支援補助

金交付条例につきましては、第2回村議会定例会において可決されておりますが、軽トラックなどの車両を対象にするか否かということについてご協議していただいております。

したが、軽トラック等を補助対象とする判断に至るまでの経過について、時系列にまとめて議会に報告し、改めて協議の場を設けることになっておりましたが、諸般の案件に

ついての協議が必要となり、本件に関しての協議が中断している状況でございます。今回提案いたしました一般会計補正予算では、協議案件となっております、軽トラッ



後藤 諭 議員

問

平成30年1月の協議会にて提案されて以来、数度の協議会を経て6月定例会にて決定された、地域産業活性化支援補助金交付条例が、7月初めに施行されましたが未だ実行されず、各事業者が困っている状況を招いておりますが、実行できない何か理由があるのか伺います。

また、私はこの条例にある年齢制限75歳について、元気で意欲ある人には認めるべきと思いますが村長の見解を伺います。
更に、農業関連の中で、きのこ生産業者の一部がどの団体にも属していない為、補助金を受けられないという事は、同じ農業者として差別されているに等しいと考えますが、この現状を改善するつもりはないか伺います。

地域産業活性化支援補助金について

しております。
保育士さんを全員正職員化していくとか、そういうことというのは、行えば行えるかもしれないませんが、やはり総体としての人件費の問題であったり、定数の問題であったり様々な部分があるかと思えます。ただし、本村の場合は、臨

時的任用職員と言いますけども、一般的によく準職員とかという言い方をしていますが、そういう状況での採用の前のについては、それ相応のかなり処遇改善は行ってきたつもりでおります。

今後も確かに2年後の幼保、国費負担であったり、様々な状況の中でどうしていくべきなのか、また、自治体職員の総体としてのいわゆる非正規職員との改正の問題等どうしていくべきなのか、国の方から32年を目処にそれぞれの自治体で指針を出すべく行うということ、なっております。

それらの今、調査等もして

いるところです。
それと合わせてなことで、保育士さんはどうしていくのか、考えてはいきたいと思っております。
いずれにいたしましても、全体の職員定数を増やし、そしてそれに適う人件費を捻出し、国がどこまで約束的に物を

ク等を補助対象とするか否かについては、本年中における再協議を断念したところであり、当該予算分を除いて計上しておりますので、その他の補助対象経費については、本年度中に実行する予定でありますのでご理解賜りたいと存じます。

2点目の年齢制限を75歳とした理由についてであります。75歳以上を対象として認めるべきではないかというご質問でございます。本件については、産業団体・議会の皆様から各般にわたってのご意見をいただき、ご理解をいただける年齢ということで75歳としたところでございますが、条例に基づく支援対策ということでありまして、やはりどこかで何らかの制限と言いますか、ラインを引かなければならないと考えるところでございます。

村には元気で意欲のある方がおられますが、日本の平均寿命を考えますと、概ね80歳ほど、身体壮健で勤労意欲の盛んな年齢とも考えられる健康寿命にいたしまして、70歳位というのが現状かと思えます。

そのようなことも考え併せまして、75歳を一つの区切りとしたところでもございます。

なお、後継者がいる場合は条例第4条第2項で、75歳を超えても対象とする規定を設けてございます。

あくまでも、地域の産業が活性化されていかなければということ、制定した条例でありますので、ご理解賜りたいと思えます。

3点目の、きのこ生産業者の一部が団体に属していないため補助を受けられない問題についてでございますが、先に濱野議員からの一般質問に答弁させていただいた内容と重複いたしますので、詳細説明は省略させていただきます。結論を述べ答弁とさせていただきますこと、ご理解賜りたいと存じます。

当該事業者は、専業農家でありますが、条例の補助対象

者の規定要件である産業団体への登録要件が満たされていないため、支援を受けることができないでいる実態は、支援対象者としての検討余地は十分あると考えるところであります。補助対象者として支援可能となるよう、早急に検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

後藤議員

活性化資金については、今回の補正予算で賄うということ、概ね軽トラックを除いた分で施行されるということ、そのように受け承ります。

また75歳、私は条例制定以来ずっと年齢制限はすべきではないのではないかという話の中で、話は通らなかったのですけれども、村長は、75歳で今5年と言いましたけれども、80歳で漁師をやっている人は何人いると思えます。

それで5日の道新で、日通さんが85歳以上でもその人が良ければ再雇用するという新聞記事が出ていました。

そうであれば、一部の漁業者から聞いたんですけれども、自分は生まれ育って漁師しかできないと、それで船外機が

調子悪くて77歳かな、その人が言うには半分補助してくれば、買って5年でも3年でもやりたいなと、漁師やるからにはやっぱり健康管理も大事なんですよね。

漁師辞めて病院に掛かって健康保険払うより、元気で働いてもらったほうが、私は有意義な生活もできるし、これは来年度の予算でも良いですけれども、この年齢制限は、やはり意欲のある、村長が認めた場合というのが条例にもあるのですから、是非この年齢制限は撤廃して欲しいと思います。

村長は、村民の声を広くダンドの耳のようにして聞かなくちゃ駄目だと私思いますよ。

農業者だって何人いると思えます、75歳過ぎた人で農家をやっている人は100人もいますか、10本の指で間に合うのですよ。

その方が元気で農業をやりたい、漁師をやりたいという人何で、補助金を100万も使うわけではないんですよ、その辺を来年度の予算から何とか条例を改正するべき、村長の前向きな答弁をお願いします。

それと、先ほど濱野議員の方で、きのこ生産組合の方、その4条を変えて何とか該当するように検討したいということでありまして、それも併せて前向きに、今年は間に合わなくても、来年度からできるような方法で、頭の中に置いて施行されたと言いますけれども、一言その考えはあるのか伺いたします。

藤澤村長

一点目の問題については、ご理解いただいたということで、二点目の年齢制限の75歳の問題、様々な高齢化社会の議題にあって様々な考え方、また対策等を行っている企業等もあるのかと思えます。

これは、75歳を一つの年齢制限としたのは先ほど申し上げたとおりでございます。

とりわけ、農業・漁業、林産業と言いますか、そういう一次産業従事者等の場合、やはり非常にこれからの持続可能な地域づくりのための産業基盤の構築ということで考えていきますと、やはり80歳になってもまだ御壮健で漁ができるとか、色々なことがあろうかと思えますけれども、かな

藤澤村長

北海道胆振東部地震を教訓にしてどのような対策を講じたのか、また今後の災害対応をどの様に考えているかとのご質問ですが、緊急的に4点ほどの対策を講じております。



佐藤 伴 則 議員

災害対策について

りそれは限られた方達であるというふうに思います。それをそういうかたちでの産業の持続化を考えていくのであるのならば、やはりしっかりと後継者が育てていくということが大切なことで、いずれにしてもその方、もう81歳近い76歳を過ぎた状態でもう終ってしまうということではなく、その作業を継承していくということが大切でないかなと思います。

従って、75歳という一つの区切りを作ったにしても、後継者がいけば75歳を超えても良いですよということを、条例の中でも明確に示しておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。三点目の專業農家さんの問題、これにつきましては、新年度には発足するようにという、具体的な用語もございまして、私も新年度には対象となっていくべく早急に検討してまい

りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。後藤議員
年齢制限については、村長何入るかあなたの頭の中で整理できますか。
農業者と漁業者で75歳以上の人でいると思います。
農業者が2人で、漁業者が2人ですよ。
それでしかも農業者は今の従事者の指導員になって、自

ら自分の畑を貸して、機械を貸して農業を指導をされている方でもあります。
ですから、全部でこれから5年経っても5人いるか6人いるか分かりませんが、熊の報奨金からしたら安い金額ですよ、10万か15万かの補助金だと思います。
それを何で村長は、そこでじゃあ前向きに考えてという話にならないのかと。
漁師を辞めてしまったらそ

の人は何の信用も無くなるわけですよ、元気でありません。この辺も考慮しながらせっかく元気で働く意欲のある人に、温かい手を差し伸べるのが行政ではないかと思えますけども、村長、900何軒しかないんですから、明日からでも一軒一軒聞いて歩きなさい、こういう話がありますから。パンフレットには良い事書いていますけども、全然歩いていませんよ。

問

平成30年9月6日に発生した、北海道胆振東部地震を教訓として、どのような対応がなされたのか、また今後の災害対応をどの様にされようと考えておられるか伺います。

1点目は、高齢者に対する支援の充実と高齢者を支える社会基盤の整備を進めるため設置している地域ケア会議におきまして、大規模停電時における要支援者や高齢者等に対する必要な支援課題を議題

として協議し、今後の課題を整理し対応することにしております。
2点目は、10月3日原歌地区、10月25日豊栄地区で実施された避難訓練において、道の防災担当職員に講師を依頼

し、今回の地震を踏まえた防災に対する意識啓発の講話をしていただいております。
3点目は、村広報において、村民の防災意識の高揚を図るため、災害に対する備えや防災ガイドマップの確認と、節

電のお願いを掲載してございます。
4点目は、村内避難所の備蓄品、特に停電時の暖房、照明、非常食等について再点検を行っております。
以上の対応を緊急的に行っ

てまいりましたが、今後も引き続き防災・減災対策に遺漏がないよう災害用備蓄品の充実に努めるとともに、村民に對する地域の災害危険個所の把握や避難場所の確認等、防災意識の更なる啓発に努めてまいります。

また、地震に伴う大規模停電により道民生活に大きな支障が生じたことから、北電に對してこの度のような長時間に及ぶ大規模停電、いわゆるブラックアウトが発生しないよう、万全の対策を講じるよう強く要望しておりますことを申し添え答弁いたします。

佐藤伴則議員

緊急的に今回の地震を教訓として対応された、4点のことがなされたんだと思いますが、本日もボイラー交換をしておりまして、こういった時期に非常に寒いで議会を開催されているわけですけども、やはり今回の胆振東部地震、これは全道的なブラックアウト、これが一番大きな問題だったのだらうと思います。そこで、こういった災害を受けた場合に、只今、村長が申されたようなことを実行し

ていくためには、ちょっとお聞きをしたところによりますと、役場本体に緊急時における自主電源、こういった物の確保がなされていない。

また、先ほど避難所の話もございましたけども、避難所にはポータブルはあると思うんですけども、発電機等の備蓄と言いますか準備、こういったものがなされていないということをお聞きをしたんですけども、事実かどうか私は確認しておりませんので分からないのですが、いずれにしましても、やはりこれだけ

たまたま私も平成5年に南西沖地震、これは夏でしたしこの度の震災も9月6日というところで、暖房等こういったものが無いつきに発生しておりますけども、冬においてはやはり生命の危機というものは、暖房というものが必要になってくると思います。今日も4・5台のストーブがございまして、大変寒い中で議会が開催されておりますし、それから今は携帯電話の時代になっておりますので、充電器、携帯電話の充電等、こういった物も含めて情報得るにも非常に重要だと思

いますので、これらについての現状。

それから村長の方からご答弁無かったのですけども、今ご提案をさせていただきましたことについて、今後どのように考えるかご答弁をお願いしたいと思います。

藤澤村長

まず最初の消防本体及び、避難所に発電機等が自家発電等の設備等、また発電機の配備等この辺どうなっているのか、役場本体については自家発電設備は確かにございません。小型発電機また、消防の方から一部余剰電源分、自家発電分を庁舎の方に引き小規模対応で停電時対応しているのが実態でございます。

庁舎全部と非常部分に対してきちんとした設備としてはございません。これも一つの庁舎が災害対応時の拠点となることからいけば、大きな課題であるということは認識しております。それから、避難所の場所に避難備蓄品等の中に発電機は確かに設置されていないようです、今確認しましたら、その代わり各消防分団の方

の発電機ということで、これは避難所には無く分団車庫の方に置いてあるということでございます。

その辺の活用が可能かと。いずれにしても、自家発電関係については確かに冬期間の停電発生ということ、それもある程度長期化するようなこと等を考え併せた場合、非常に発電機というのは有効なものになっていくのかなと思うところがございます。

とりわけ冬ということですから、ええですと、いわゆる暖房の問題も含めて、非常に電気が必要となるケースが多くございます。

また、季節構わず今の時代であるが故に、情報収集の大きなツール・アイテムとして、スマホ・携帯電話等の充電を行うということも非常に重要な部分ではないかと思えます。まだまだ、整備していかなければならぬもの等はあるかと思えますけれども、まずは最小必要限のものを整備し更にそこに付加価値を高めていくように対応していきたいと思っております。ご理解のほどお願いいたします。

佐藤伴則議員

今後、検討いただけるというところでございますので、是非とも、ここ数年の間に、非常階段ですか、こういったものも各地設置をされていますけれども、冬季にほとんど使えないような、除雪体制等も全く行われていないようであり、実際に災害が起きた時に身になるような、住民が安心・安全に避難、またはその経過できるような対応をご検討いただきたいと思います。

要望を申し上げまして、この質問については終らせていただきます。



小規模多機能型居住介護施設について

佐藤 伴 則 議員

問

当施設の運用内容について、私、結構村民の方から聞かれる事が多いのですが、間違ったお伝えをすることも問題があるかなと思いますので、村民の皆様が分かりやすい表現でお答えいただきたいと思います。

藤澤村長

小規模多機能型居宅介護、分かりづらい名称なのですが、介護保険制度で創設された地域密着型サービスの一つで、

同一の介護事業者が、一般的にデイサービスと称されている通所を中心に、ホームヘルパーが自宅などへ出向く訪問や、短期間の施設入所生活を行うショートステイと称する泊まりを一体的に提供することで、介護を必要とされている方の在宅での生活を支えるものでございます。

従いまして、小規模多機能型居宅介護施設は、在宅介護のための在宅福祉施設であって特別養護老人ホーム等の様な終の棲家ともなり得るよう

な介護福祉施設とは違うというところを、まずご理解いただきたいと思っています。

また、これまでの介護サービスは、利用者や家族の状況に合わせて、先ほど申し上げました通所・訪問・泊まりを選択し、それぞれ必要なサービスを別々に契約するという方法のため、個々の利用者にする介護事業所を新たにメニューによっては探す必要があるという問題、また信頼関係の築けたスタッフや利用者との離れることへの不安などの課題もあったかと思ひます。このような負担や不安を解消し、サービス選択の自由度が高いところが、この小規模多機能型居宅介護の大きな特

徴となっております。

利用料金は月額定額制となりますが、デイサービス及びショートステイ利用時の食事代、ショートステイ利用時の宿泊費、これは光熱水費に相当する分なのですが、これにつきましては実費負担となり、各サービスの提供回数などは施設のケアマネージャーと相談しながら決めていくこととなります。

なお、小規模多機能型居宅介護にかかる利用料金につきましては、現在のデイサービス利用者の利用料金と比較した場合、自己負担額が増えることとなりますことから、村独自の利用者負担軽減策を行う予定であり、本年5月11日

開催の全員協議会でお示した内容で進めていく考えでありますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

佐藤伴則議員

ありがとうございます。

今の村長のご答弁が活字になって、広報になった時に村民の皆さんは、ある程度ご理解をいただけるのではないのかなと思います。

そこで、今まさに建設をされておるわけですが、この小規模多機能型を選定した、サ高住ですとか色んな方式があるのかと思うんですが、何故この方式を選定されたのかというところ、現実問題この施設が稼働、そして運営されていった場合、今利用者の皆さんの負担、こういったものについては若干上がるのではないのかということ、軽減策等の検討をされておるようですが、実質的にこの施設の運営として、ランニングコスト、これはどのように見込んでおられるのか、この件について再質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

藤澤村長

1点目の小多機能の選定理由、議会・全員協議会等の中でも様々な議論が行われてきたところかと思ひます。

また、地域活性化調査特別委員会を設置し、様々な議論も行われてきたところでございます。

現実的な問題として、いわゆる本村の少子高齢化、人口減少が加速度的に起きている中で、とりわけ要介護度、皆様の福祉政策をどう執っていくかが一番大きな部分、そういったなかで何らかの施設の必要性というのは、意識されたかと思ひます。

そこで様々な選択肢がある中で、例えば特別養護老人ホームが良いのではないかと、養護施設の方がむしろ本村の実態に合うのではないのか、グループホームはどうなんだろうとか、サービス付高齢者住宅、サ高住なんかもどうなのかと様々な議論がございました。

そういったなかで、一ついづれにいたしましたも国の方針等も含めての話になります、在宅福祉という考え方が一点大きくあるかと思ひます。

それと村の方からは、もう一つサ高住というかたちや、グループホームというものもかなりこれから有効になるのではと。

それで、既存のいわゆるデイサービス、そういったような機能や訪問ヘルパー事業とかそういったものも、何とかやっぱりやっていかなければならない、また、ショートステイ結構他の施設使っている方もいらっしゃるようで、様々なご意見や考え方のなかで、村として当初まず、提案したのが小規模多機能と、サ高住と更にグループホームと、いわゆるそれらを合築したような施設はどうだろうかというなかでの提案をし、議論を重ねてきたところです。

議論を重ねていくなかでも、どんどん人口減少問題は進展していくなかで、また既存施設利活用等の問題等含めていった時、最終的に在宅をベースとしていくのであれば、この小規模多機能が先ほど言った3つのデイサービス、ショートステイ、そして、訪問等がこの一つでかなり集約できることになりまして、またサ高住等も逆に非常に高額

化の恐れがあるのではないかと、様々な問題点がございました。

そういったなかで、これ一本に絞り込んでのかたちとなったところであります。

併せて、その時の議論の中ではそこまでの要介護者とはならずとも、そろそろ独居暮らしがいかなものかというケースに対しては、既存の福祉センターの居住分の活用というの、これからも十分見込めるのではないかと、場合によってはそういうことで、あそここの居室自体を増築するということも可能であるというかたちのなかで、この小規模多機能に最終的になって、建設されてきたという経緯がございます。

一番そのハードの部分のみならず、ソフトの部分での最終的に経費負担の問題、その部分につきましても、5月11日に開催しました全員協議会の時にも、様々な資料等を提示しているところでございますが、いずれにしましても先ほど申し上げましたとおり、この小多機能は月額定額方式です。

その定額を支払うことに

よって、先ほど言いましたサービスを全部受けることができるかたちになります。

従来のデイサービスだけ通っています、週例えば2回デイサービスに通っていますという人から見ると、定額分が若干高いかなと、それと食事代もやはりそれは別料金として掛かってきます。

そういったことを考え併せた時、基本的には現在週2回が大半であるデイサービスに行っている料金と、この小規模多機能になった時そんなに自己負担額が変わらないぐらいのものになるようにという考え方で、軽減対策も議会に提案させていただいたところ

です。その時の考え方は6割で、総額の1割が自己負担額ですが、その内の更に6割村が負担して4割を自己負担してもらう、そうすることによって、既存の週2回デイサービスに通っている方よりかは、ちょっと下がるかたちになる。

後は、問題は食事代なのですが、1食確か600円のもの、300円ぐらいまで圧縮できないかと、そうするとかなり個人負担も減ってくるの

ではないかと、言いますのは現在デイサービスに通っている方も、食事代はやっぱりどうしても高いので、ちょっと回数的にためらってしまおうという方もいらっしゃるようでしたので、かなり金額を落としたところ

です。そういったようなかたちのなかで計算していったとき、ランニングコストがどうなる

かという話でございますけれども、この時にお示しいした関係では、5月11日に協議会で示した時の読んでいきますと、かなり細かい計算はまだされていないのですが、その時の収支計画の数値でちょっとお話をさせていただきますと、介護報酬その他諸々のものが入ってきて、村は差し引きの赤字分を、要するに補填するようなかたちになっていくというということで、見合

わせますと、大雑把に見て大体4,000万円の負担になっていくのではないかと、いう考え方です。形態そのもののランニングコストで行きますと、歳出額全部で大体7,800万円ぐらい、約8,000万円近くになるのかなと。

それから入ってくる収入分を差し引くと大体4,000万円ぐらい、半分ぐらいが不足してくる、そういったなかでその分を村が負担していく、そういうような資料をお示しし、ご理解を求めたところでございます。以上です。

佐藤伴則議員

最後におおよそではありますけれども、ランニングコストについて述べていただきましたので、質問としてはこれで終わりますが、いずれにしても村長のおっしゃられたように、島牧村は少子高齢化が非常に進みまして、私が調べてみますと平成21年当初、1,927名の住民基本台帳ですが、人口が現在では1,400名台というところまで約23%位の人口が減っておりますけれども、残念ながらそれに符合するように、高齢化率はどんどん上がってきている状況にあるわけでございます。ご高齢者の割合が多くなるということ、様々な社会保障に関わる要望等も、これから益々増えてくるだろうと予想されますので、短期的に今、小規模多機能施設が出来上が



▲現在建設中の小規模多機能型居住介護施設

るわけでございますけれども、有効に、そして今後予想されるであろう様々な政策について担当課を作り、積極的にご検討を前もって準備しておい

ていただければ、ということをご要望申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。

進まぬ公営住宅建設について

佐藤 伴 則 議員

問

平成23年度以降、議論を重ねられてきた公営住宅建設を、いつまで放置し続けるおつもりか、理解に大変苦しんでおります。行政内からも村長の決断力の無さに呆れるとの声も聞こえてきますが、この件に関する今後の具体的なご答弁、お考えを求めます。

藤澤 村長

公営住宅建設についてのご質問でございますが、公営住宅建て替え事業は、島牧村公営住宅等長寿命化計画及び、北海道第5期地域住宅計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し実施されていくものとなっております。

具体的な建て替えについては全員協議会、本年1月30日で開催しておりますが、泊団地建て替え後に元町団地を建て替える計画とし、平成30年度には実施設計等を行う計画を提案しましたが、協議の結果、元町団地の建て替えを出来る限り前倒しすることとして、年度毎の建て替え計画の変更を行うこととなりました。

このため、平成30年度中に実施予定であった泊団地建て替え事業に関連する実施設計業務等の実施を見合わせ、旧元町診療所跡地へ、まず1棟建設するための、実施設計等を平成31年度に実施し、平成32年度の建設することとして、社会資本整備総合交付金要望

を行っており、明確な財源手当を伴う建て替え計画となるよう努力を重ねているものであり、放置する意図等は全くございませんので、その点ご理解を賜りたいと存じます。

なお、泊団地におきましては、建設用地の問題が解消され次第、早期建て替えが実施できるよう取り進めてまいりますので、これも併せてご理

解のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤 伴 則 議員

今、村長のご答弁にもありましたように、歳が明けておりませんので本年の1月30日の協議会でも一部この話は出たと思います。

しかし、村長、残念ながらこの間1年余りも経過をしようとしているんですね。

ただ今、村長の方からもありましたけれども、泊地区の土地購入こういったものも、もう数年前に議会で議決をされている、その後の宅地整備費等、これらはそれぞれ意見があらうと思いますが、それらの金額というのは議会で

議決をされ付帯意見が付いてあるということですが、実質そうだったことが全く進んでいない。

何かお伺いするところによりますと、農業委員会における地目変更、こういったものも農業委員会で行われているにも関わらず、有効期限が切れ、もう一度やらなければならぬ、こういった状況というの、村長は放置をしているつもりはないとおっしゃいましたけれども、現実問題としては全く進んでいない状況にあるんだろーと思います。

社会資本整備交付金、こういったものを使いながらやっています。

このことですが、今お話がありましたように、元町団地の話は結局は来年度と、1月30日の協議会の時も申しましたけれども、あの時確か6件ほどではなかったかなと思いますが、様々な協議、鳥獣解体施設等々も含めて出たと思いますが、3月予算議会の折にも一般質問に申し上げましたけれども、一切それらの予算が今年度に入っていない。そしてこの1月30日開催の協議会において、公営住宅の

件について話がありましたけれども、もう村長1年ですよ。

どうか色々考えはあろうかと思いますが、議決をされているものは進めていただければ良いんじゃないかなと思うんです。

否決になったものを専決できるわけですから、議決を得ているものはどんどん進めて住民の皆さんにより新しい環境の提示というものをするべきではないかなと思いますが、村長の改めましての心意気と言いますか、この件に懸けるおつもりをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

藤澤村長

当初予算の議決において、付帯意見等が付いた状態の中できていることを尊重し、現在に至っている部分でございます。

先ほどの答弁で申し上げましたが、いわゆる社会資本整備総合交付金を受けるそれらの手続き等の問題でございます。議会との協議が良しという部分、それが無いと申請の方もなかなかやはり出来ませんし、その辺を無視し専決処分を仮にして進んだとしても、

また議会の承認等も必要となってきましたし、当初から専決処分していけば良いのではないか、これは当初予算の議決時に付帯意見として付いた部分であれば、そちらをややはり私は尊重・優先してきたつもりです。

費用的に今回、熊の報奨金等の問題を専決してやったのだからというお話がありましたけれども、それは議会で否決された案件について3回協議したけれども、結論に至らなかった

たということで、私が専決させていただいたものであって、全く同じ事として同列的に見られると、ちょっと私としては考えがその辺、微妙に違いますが、すよということを申し上げておきたいと思っています。

佐藤伴則議員

いずれにしても、お聞きをしているところによりまして、本年4月に村長ご判断をきちんとするということを申されていると、そのように

聞いております。

様々な進行しない理由付けはできませんけれども、1日でも早く本村の大事な懸案事項、これも長年に渡る懸案事項だと思いますので、議会に対するご配慮等も必要なのであれば、早急にまた協議会と腹案をきちんとして提示していただいて、進めていただきたいというところをお願い申し上げます。

日曜・祝日の代替バス運行について

佐藤伴則議員

問

昨年12月よりニセコバスの日曜・祝日のバス運行が無くなり、現在村が代替バスを運行されていますが、利用者の状況や利用者の皆様の目的等について、精査されておられると思いますのでお知らせ下さい。

藤澤村長

代替バス利用者の状況や、利用者の目的等についてのご質問ですが、利用者の状況につきましては、平成29年度は平成29年12月3日から平成30

年3月25日までの20日間の利用人数は、	寿都行きが延べで	128人、	1日平均6.4人、	島牧行きが延べで	120人、	1日平均6人であります。
年3月25日までの20日間の利用人数は、	寿都行きが延べで	353人、	1日平均7.6人、	島牧行きが延べで	327人、	1日平均7.1人であります。
利用目的につきましては、						

受託会社から日報提出の際、乗車及び下車場所、また利用者の年齢など乗降状況について聴取しておりますが、寿都町等への買い物、岩内線への乗継ぎ、寿都高校の部活動などの通学で利用されているとのことであります。

以上簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

佐藤伴則議員

昨年度の件につきましては、途中でもお伺いしたと思いますが、本年度に入りましてもお精査をいたしておりますことを感謝申し上げます。

いずれにしても10人にも満たない、本年度に入ってから7・6人、7・1人という状況、また利用については主に今の村長のご説明からすると、村外、こちらにお出掛けをされる方が多いだろうと思います。

そこで、2点ほどお伺いをしたいのですが、聞き及んだところによりますと、バス運行のことにしまして、副村長並びに担当課長が国の所管省庁に向いて、恐らく何か良い方策は無いかということでのレクチャーなりご相談に

上がったということをお聞きをしているのですが、その結果というものがどういったものであったのかということ、それから、私この件についてはライフワークのように何度か質問させていただいておりますけれども、道新さん、本年の4月3日小樽市さんの方のデマンド化の選択ですとか、申し上げるまでもなく本年に入りましてから、10月仁木町さんのバス運行、それから共和町さんでもこのような議論をされていると新聞等にも載っております。

やはり、1年間日曜・祝日とはいえ、この利用者の皆さんの足の確保というものは必要になると思います。人数からしますと大型バスを走らせるというところがはたして必要なかという問題、現状、平日運行を見ていまして、利用者の方ほとんどいらいっしやらないというのが、現状ではないかと思えます。以前お聞きをした時は、ニセコバスさんに対する運行のために、運転は平日だけになりますけれども1,600万ほど補助をしているというかたちになるんだろうと思えます。

が、思い切って平日も含めて村外に出るときは必ず島牧村の場合は寿都の営業所を経由するわけですが、そちらまでの便を検討、または全般的に平日も含めたバス運行の在り方というものを、検討してみてはいかがかなと思います。先ほども申し上げましたが、人口の減少によりまして高齢者の皆さん、全く足がなくなるというのは大変なことであるといふのは大変なことであるといふのは、現実問題は

かなり少ない人数しか乗っていらっしやらない、確か往復1日5便ぐらいしか運行してないはずだと思えますけれども、トータル的に検討してみても、時期に入っているのではないのかと思うんですけれども、改めてお伺いをします。

藤澤村長

1点目は所管官庁、北海道運輸局になっております。

その辺等の協議結果どうなっているのか、詳細は副村長の方から答弁させますが、基本的には村外、他の町村にまで路線区域が及ぶというところが、一番大きな課題になっているところかと思えます。

2点目のそういった意味合い等も含めて、通常でのニセコバスさんの利用頻度も非常に低いこと等で考え合わせた時、全体の通じての見直し時期にあるのではないかと。要はニセコバスさん場合によつては撤退してもらってでも、独自に村でできないのかというご質問かなと思っております。

その辺につきましては、基本的に365日、1日あたり何便かの村バス、これもやはり寿都までの路線ということになれば、当然既存の業者さんがある場合は競合すること非常に問題化になりますので、仮に村がやるとしても当然ニセコバスさんの自発的撤退、若しくはご遠慮いただくかたちになるかと思えます。

ただし、いわゆるバス事業としてやるとなると、それはかなり相応な経費負担というものが発生するのも事実です。併せて運転手の確保、人的問題、これも今現状にあっては、非常に難しい時代に入ってきているのかと思えます。ニセコバスさんがこのような対応を取らざる得なくなつた背景にも、その人材確保が

できないという問題があったわけですから、それら色々なことを勘案しながら、ニセコバスさんが、自発的に出ていくと言わない限り、その穴埋めをするようなかたちで、何とか利用者さん、村民の特に交通弱者の方達の足を奪わないように、何とか進めていきたいと考えていますのでご理解賜ります。

野崎副村長

陸運局に向いた際の件でございますけれども、私と企画課長が出向いて担当課長の方からお話を伺ってきていますので、概要についてお話しをしたいと存じます。

時期的に昨年の10月頃だったかと思いますが、札幌運輸支局の方に向いております。

今回のニセコバスの代替運行するために何が適当かというところを、直接的に聞いてみたわけでございますけれども、やはり有償運行を行うとするならば、現在のニセコバスと同等程度のものでドライバーの数なり、車両の数なりそういうものを全て用意しなくてはならないと。

そういう意味では、緊急避

難的に現在の一般貸切旅客自動車を貸し切って運行するところが、最も適当であろうということである。現在に至っているところである。

もう一点、デマンド化あるいは一例として共和町、岩内町でもバスの運行をしたと思うのですが、これはあくまで自治体町内の中での運行ということである。我が村からすれば寿都町の方の町外で境界を越えて向こうの方に出向くということになりますと、このデマンドバス等々の手法については取れないということになります。これは検討をします。以上でございます。

佐藤伴則議員

以前から変わらないお答えなんですけれども、利用者が少ない状況というのは、日曜祝日のみならず、平日のバスを見ていても現状はそうだと思うんです。

今おっしゃられるような、様々な理由は分かるんですけども、もう少しこういう島牧のように50キロにも及ぶ地域ですし、バス停まで行くのも大変だというような高齢者

が、たくさんいらっしゃるわけですから、村長がおっしゃるように地域交通の足ということで、どうしても寿都町さんまでの足とそれら一緒の中で運行するというのは、かなり難しい部分があるのはよく分かるんですけども、他町村でもデマンド化等含めて様々な検討してありますし、そういった要望等も無きにしも非ずではないかと、私は高齢者の皆さんにおかれましては、そのような状況にあると思いますので、是非その辺も併せてご検討を、前にも申し上げていると思いますが、してみたいかなというご提案を申し上げ、私のこの件に関する質問は終わらせていただきます。



島牧村の今後の財政に対する認識について

佐藤 伴 則 議員

問

大型建設事業が進んでいる中ではありますが、今後も基盤整備が遅れていると思われる当村においては、財政を圧迫しかねない建設事業が多く、検討しなければならぬ実状にあると考えます。

そこで、村長の今後必要と考える基盤整備はどのようなものがあるか、また事業費見込み、それに伴う財政状況をどの様に思案されているか伺います。

藤澤村長

今後、必要と考える基盤整備と事業見込みに伴う財政状況についてのご質問でございますが、本年度にあっては、平成31年度から平成40年度までの10カ年を計画期間とする、第5次島牧村総合計画を策定しており、基本構想に併せ、村づくりの柱を具体化するための主要事業を掲げる推進計画、前期5カ年分を取りまとめしている状況にありますので、今後に向けた事業展開については、総合開発委員会の皆様のご意見を踏まえた推進

計画の完成を待ちたいと考えているところでございます。

私としては、村民の安全・安心を確保するための防災・減災事業の継続実施を始め、生活環境の向上、基幹産業を更に振興するための基盤整備など、社会基盤全般について、バランスよく整備を可能とする推進計画にしたいと考えておりますが、地方交付税交付金に大きく依存する村財政状況にあって、補助制度を活用することはもちろん、いわゆる過疎債・辺地債などの優良起債を用いて、身の丈にあっ

た地域振興方策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

佐藤伴則議員

非常に残念ながらお答えであったなと思います。

全く具体的なものが何一つ、一般質問に対して示されなかったなと思います。

31年からの総合計画をこれから策定するのでということでありましたし、5カ年推進計画ですか、これらをこれから推進されるということですが、

私申し上げましたけれども、例えば水道管、こういったものを全国的に耐用年数の時期にきておりますし、先ほど申し上げました公営住宅または教職員住宅、それからまだまだ使えると思いますが、これらの効率を考えた小中統合だとか、集会施設においてもかなり老朽化をしている、こういったところがかなり見られると思います。

人口が減少しまして、各地域菌抜けのような状況も見られますけれども、そういったことによる、更なる様々な基盤整備というものも考えていかなければならぬと思います。が、具体的な31年度からと言いますと、もうあと数カ月するとそれらが来るわけですが、そこで具体的なご答弁が無かったというのが、非常に残念だなと思います。

それと、今建設をされている施設、これら建設をされる、かなり厳しい財政状況になるのではないかとのお話も耳にすることがございますけれども、それらについて具体的な何か基盤整備の項目、それが無いのであれば、今当然のように村長の中にはいくつか頭の中

に入っていると思います。それらを推進しようとした時の財政に対する感覚と云いますか、それは具体的じゃなくとも結構でございます。その点について、お述べいただきたいと思います。

藤澤村長

個々の具体的な事業等は申し上げること、答弁から除外させていただいたことでご理解いただきてあります。

中長期に渡る今後の財政的な問題というような部分で考えますと、再三申し上げておりますとおり、非常に地方交付税等に依存率の高い本村、自主財源の非常に乏しい本村としては、厳しい状況はこれからも続くと考えております。やはり年々どうしても経常経費が、かなり削減を可能に限りしても、やはり年々増長している状況下にあります。そういった中で、投資的事業をこれらに対してどのぐらいの投資が可能になっていくのか、今回小規模多機能等、大型事業等が入ると極端に予算が膨れ上がっていく状況、いわゆる6・7億というよう

な事業が発生するというのが当然になっていく。

ただし、可能な限り交付金、補助金等は活用できるものは活用するとして、更に過疎債・辺地債、これを最大限活用し、実質過疎債を使うことによって3割負担、辺地債を使うことによって実質2割負担、こういったことが大きな本村の大型事業を進めて行く上での鍵になっていくのではないかと考えております。

とは言っても、借金は借金でございます。

5・6年前になるかと思うんですが、一つの起債等を起こして、起債額累積、どれぐらいをベストと村長考えているのかという質問、確か昔ございまして、その時にも私一つの目安として、当初予算事業費と言いますか、予算額、これが一つの累積としての基準にもなっていくのではないかと、答弁したことがございますが、今はもう私はよっぽどな事情が無い限り、そのような基本的な考え方というのは、持っているところでございます。

起債なくして大型事業を行うということは、もう不可能でございますので、しかしそ

れがどこかの国の示す基準を超えないようにというのはもちろんですけども、更に自主的な部分としては、そういうような考え方と、実質その金額が更に細かく見ていくと、先ほど言いましたように、交付税措置がされていく分を除くとすぐに小さく、いわゆる起債で整備されていく。

これが、本村の大型事業を行っていく時の大きな指針になるのではないかと、私はそのように考えながら進めているところでございます。

佐藤伴則議員

正直言って私の理解度が足りないのかもしれないけども、理解ができないのか全く具体性に富んでいないというふうな感じだと思えます。

財政と言いますか、経済はなま物だと思えますので、特に自治体の場合、当村のような小さな自治体の場合は、交付税依存度というものが高いわけでございますけれども、数値的に、ここ数年の状況で、私は正直言って、内容的に回復しているのかなと財政の中心が思いましたけれども、残念ながらそんなに大きくは改善

されていない中で、様々な支出をする時は、大胆な支出をもうちょっと詰めれば良いのになと考えられるところもありますので、十二分に財政の状況というものは思案の中で今後、事業展開をしていただきたいということをお願い申し上げます。



— 平成30年第4回村議会定例会（12月11日） —

二元代表制について

佐藤 伴 則 議員

問

現在の地方自治は国政の議院内閣制と違い、首長と議員がそれぞれに住民による直接選挙によって選ばれる二元代表制で運営されていますが、それぞれの役割についてどの様に認識されておられるか伺います。

藤澤 村長

二元代表制における首長・議会それぞれの役割について、どのように認識しているかとのご質問でございますが、本制度につきましては憲法第93条地方公共団体の機関、地方自治法第89条議会の設置、第139条知事及び市町村長、これらに規定されているものであり、私はいわゆる3権分立の原則において、地方公共団体が担うべく行政権及び立法権の責任所在を明確に示しているとの認識しております。

また、行政権を担う長、及び立法権を担う議会議員は、選挙によって選任されますが、

は行政権並びに執行権が付与されており、議会側には立法権また議決権というのが付与されているわけでございます。

今、村長がおっしゃったことは正しくそのとおりなのですが、基本的事務にはやはり大事なことはそれぞれ長においても、議員においても住民の皆様から、あなた方はそういう仕事をしてくださいます、そういうことを執行してくださいという権利を与えられている。

でも、申し上げたように1割減の、それも請求金額と違う金額を専決して支払ったと、この状況というのは異常な状況ではないかと思えます。

長、及び議会議員のいずれかに立候補をするということは、立候補者の意思や考えが明確に示される事と、選挙権を有する住民の皆さまの投票行為によって、立候補者への明確な評価が示される事になると認識しておりますことを述べ答弁とさせていただきます。

権利と共に義務も生じているとは思いますが、私が何故この質問をしたか、大よそ村長も予想は付いていらっしゃると思いますけれども、行政権・執行権を持って9月12日に提案をされた補正予算案、議会は議決権を行使しまして、残念ながら村長の提案は否決に至ったわけでございます。

両方が私は民意だと思わんです。

佐藤 伴 則 議員

それぞれの役割についての認識というかたちで、お伺いしたんですけども、具体的にどの様に認識をされておられるのか、ちょっと私は今の答弁では分からなかったのですけれども、おっしゃるに長に

先ほど来、議員の皆様方からこの件についてのご質問もあつたかと思えますけれども、私はやはり議決権を有する議会が否決をした問題について、最後の協議会かと思えますけれども、

でも、申し上げたように1割減の、それも請求金額と違う金額を専決して支払ったと、この状況というのは異常な状況ではないかと思えます。

前者の一般質問の中でこの答へとして、請求があつたというところをおっしゃられておりましたけれども、残念ながら熊の報奨費にしましては生活費ではないかと思えます。

藤澤 村長

何点か色々ございましたけれども、基本的には私は議会での議決権の中で否決されたものを、私の専決権で専決して対応したということは、問題であるという指摘が1点あったかと思えます。

これにつきましては、私は議会が否決したということを持ってすぐ専決したのでなく、3回に渡り全員協議会を開催し、協議をしてきたつもりでございます。

これを合意に達した上で行われれば、それはそれで理想的なのかもしれませんが、なかなか合意を得ることができなかった。

また、猟友会の方から請求という言葉でしたが、支払い願いと云いますか、早急に支払ってほしいという要請が文章でもございました。

確かに言われるとおり、それは生活費ではないのかもしれませんが、現実的に使役を伴う出勤というかたちでございます。

当然、一定期間内にしっかりと払っていくということが、本来大切なことであると思っております。

それから、要綱に係るいわゆる運用、この問題についてむしろあまりにも内容が条例と比べて要綱であるが故に、自由勝手に行っているのではないかと云うご指摘でございます。

運用が余りにも最終的に1

割減になったということも、おかしいのではないかと云うご指摘ですが、これは協議会でも何度でも説明させていたいただきましたが、運用の中で出勤1回、1回の出勤は約8時間という目安をしているのですが、例えば日に朝出勤しました、夕方出勤しましたといった従来は2回という見方になっておりました。

その部分というのはいかなものかということ、今回はトータル的な、あくまでも出勤はその日においては1回という考え方で、時間トータルをしなから整理させてもらったということであります。これはあくまでも、要綱の運用内における対応ということ、すべからくやらせていただいたところでございます。様々な問題を抱えているのではないかと云う中で、むしろ民意を問うべきではないのかということの最終的な質問であったかと思うところでございます。

民意を問うというところ、いけば、一般的には住民の皆さん、有権者である住民の皆さんの選挙の洗礼を受けて民意を問うというのは、一般的

な政治における民意を問う定義化されている部分ではないかと思うところでございます。ということになるならば、私がそうすべきであるというのであるならば、私はたまたま来年任期満了です。

仮にその時に立候補したのなら、それはそれで一つの民意表明になるのかなと、もっと側近で、近くでやるべきであるということであれば、小樽市の前市長さんがやった様なやり方も、一つの方法なのかと、色んなことはあるかと思えます。

どういう方法が一番良いのかというのは、私は判断にはちょっと唐突に民意を問うべきだという、大変大雑把な質問でございますので、ちょっといかがなものかなと思うところでございます。

佐藤伴則議員

今、村長3回の協議会を経て、専決をされたということをおっしゃっておりますけども、10月30日にも申し上げたと思いますが、請求金額、そして9月12日村長より提案をされた金額、これは全く一緒でございます。

第1回目の協議会において、大よそ1割という金額の提示を受けましたけども、残念ながらそれらについて議会の皆さんの、臨時議会もあったわけでございますけども、そこで採決はされていないのですよ、今回お支払いになられた金額というのは、たくさんの方の議員の皆さんから、今回支払われた金額についての一般質問、また当時の協議会においても、理解し難いというお話しもあったかと思えます。

加えて、先ほども申し上げましたように、議会側からの発議による臨時議会招集時において、残念なことに賛同を得られなかった、こういった状況であったと思います。

専決権はもちろん、村長に付与された住民の皆さんから付与された権限でありますし、ルール上は問題無いのかもしれませんが。

しかし一般的にはやはり、議会が否決した中身については、もう少し前回も申し上げたと思いますが、丁寧な説明と、どうであるのかというきちんとした議会への結論を持って、それでも必要な事であったという判断をすれば、

私は専決権というものはやむを得ないと思いますが、残念ながらはいずれにしましても運用の範疇ということ、ここにいらっしゃる議員の皆さんが理解をされているか分かりませんし、住民の方々にも、9月定例会、この議会広報において、村の現在の要綱等も出させていただきまして、それを見た方から私にも何人か問い合わせがございました。ちょっと、やはりおかしいのではないかと云う、意見が非常に多かったと思えますので、その辺十二分にご理解をいただきまして、今後の運営にあたっていただきたいと、このようにお願いを申し上げます。私の一般質問を終らせていただきます。



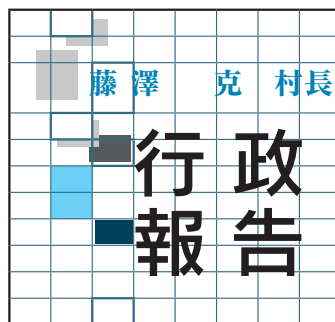
11
・
14

臨時会



平成30年第2回村議会臨時会は、11月6日付で議員5名の連名による臨時会招集請求書が村側に提出され、11月14日、臨時議会が招集されました。村長の挨拶・行政報告のあと、「島牧村有害鳥獣捕獲金交付条例の制定について」など、発議2件の提出があり、新たに「島牧村有害鳥獣捕獲条例制定に関する審査特別委員会」を設置し、委員長・副委員長の互選を行い、発議2件を特別委員会に付託し、審査終了まで「閉会中の継続審査」とすることに決定しました。また、専決処分2件を審議し、1件を承認、1件を不承認とし同日閉会しました。

村長挨拶



最初に、本臨時会につきましては、村議会議員5名の連名により、地方自治法第101条第3項の規定に基づく村議会臨時会招集請求が、11月6日付で提出されたことにより、招集、開催されるものでございます。

また、法令により二十日以内に臨時議会を招集しなければならぬことから、時節柄何かとご多用のこととは存じますが、急遽本日の招集等

ヒグマの出没状況

たしましたことご承知おき願います。

元町・原歌町で出没していたヒグマについて、9月28日午後11時30分頃、原歌川付近に設置しました「箱罠」で捕獲となり駆除したところであります。

このヒグマにつきましては、本年7月29日から長期にわたり、民家周辺で出没していた個体であることが判明しており、地区の皆様には、久方振りに安堵の日々を過ごされていることと拝察するとともに、今後このような長期にわたり、民家周辺で出没することが生じないよう北海道に対し適切なヒグマ管理を行うよう強く求めてまいりたいと存じます。

また、連日連夜にわたり住民の安全確保のため危険を顧みず、巡回パトロールにあたって頂いておりました猟友会島牧分会に対する出勤報奨金につきましては、9月12日第3回定例会において、補正予算が否決されて以来、9月28日及び10月12日並びに10月31日の3回にわたり全員協議

寄附採納

この度の熊騒動において、何かに役立てほしいとのこと、9月26日、札幌市、菊池和子様より2万円、10月6

会を開催し、有害鳥獣捕獲出勤報奨金交付要綱の運用見直しによる出勤報奨金の支払い及び、今後の報奨金に係る要綱改正案等について協議してまいりましたが、理解を得られなかったことから、出勤報奨金については、これ以上の支払い遅延はできないと判断し、協議会終了後、本年7月29日から10月22日までの緊急出勤に係る報奨金について、支払済の190万5,000円を差し引いた1,115万7,000円の支払い額を含む補正予算の専決処分を行い、猟友会島牧分会へ報奨金を支出したところであります。

なお、第3回定例会行政報告資料として提出しました、ヒグマ出没状況と対応等経過について、9月11日から11月12日までの経過等を追加記載した行政報告資料を提出いたしましたので、後程ご高覧いただきたいと存じます。

日、釣魚連盟小樽支部様より、10万円、計2件の一般寄附がありました。

3件目は、10月11日、株式会社道新スポーツ週刊釣新聞ほか様より、学校運営に役立ててほしいとのことで、1万円の指定寄附がありました。

この寄附については、島牧小学校児童用図書購入費として活用させていただきます。

4件目は、10月16日、字元町、リゾ・たかし、高島光則様より、島牧小・中学校、児童・生徒用給食用並びに島牧保育所給食用として、それぞれに新米60キロ、計120キロの寄附がありましたことを報告いたします。

5件目は、10月25日、全国市町村水産業振興対策協議会様より、北海道胆振東部地震により被災し、災害救助法が適用された市町村に対し、お見舞金として義援金3万円の送金がありました。

なお、この寄附は、次期議会において、一般会計補正予算に計上させていただくことを申し添えます。

最後になりますが、6件目は10月12日、千歳市在住の

前田恵美子様より、字豊平360番1・360番2及び字江ノ島316番、計3筆36,558平方メートルの寄附採納願いがあり、11月5日付けで所有権移転登記が完了しましたので、ご報告いたします。

議 案 審 議 した 議 案



▼島牧村有害鳥獣捕獲金交付条例の制定

提出者・賛成者
島牧村議会議員

佐藤清司他4名

島牧村有害鳥獣捕獲出動報奨交付金要綱に基づいて運用されてきた有害鳥獣捕獲報奨金交付につき、近隣町村との乖離した金額を改正するほか、受任先の安定した運営に寄与すると共に村財政の極端な圧迫を防ぐため本条例を提案。
○全議員構成による「島牧村有害鳥獣捕獲条例制定に関

する審査特別委員会」を設置し、付託のうえ審査終了まで「閉会中の継続審査」とする

◎賛成多数で決定

▼島牧村有害鳥獣捕獲奨励金交付条例の制定

提出者・賛成者

島牧村議会議員

佐藤清司他4名

これまでに島牧村有害鳥獣捕獲奨励金要綱を基に支払いされてきた交付金額が著しく近隣町村とのバランスを欠いた基準額であると考えられる為、加えて捕獲後の事務処理方法等に改正が必要と考えられる事から本条例を提案。

○「島牧村有害鳥獣捕獲条例制定に関する審査特別委員会」に付託のうえ審査終了

まで「閉会中の継続審査」とする

◎賛成多数で決定

▼「島牧村有害鳥獣捕獲条例制定に関する審査特別委員会」正副委員長互選結果

委員長 瀬戸川 豊
副委員長 坂下 初雄

専 決 処 分

▼専決処分の承認(30年度一般会計補正予算(第4号))

歳入・歳出ともに769万8千円を減額し、予算総額を34億5269万6千円とするもの。

歳入の主なもの

- ・財政調整基金繰入金 483万円追加
- ・消防組合負担金返還金 286万8千円追加

歳出の主なもの

- ・有害鳥獣被害防止資材購入費 136万8千円追加
- ・漁港港内漂着物処理業務委託料 113万8千円追加

- ・広域消防一部事務組合負担金 249万8千円追加

◎全員賛成で承認

▼専決処分の承認(30年度一般会計補正予算(第5号))

歳入・歳出ともに4922万2千円を減額し、予算総額を34億347万4千円とするもの。



▶第2回村議会臨時会

(11月14日)

歳入の主なもの

- ・財政調整基金繰入金 1397万8千円追加
- ・庁舎建設基金繰入金 4350万円減額
- ・地域福祉基金繰入金 1970万円減額

歳出の主なもの

- ・既存建築物等のCO₂改修リース料



▶知床ヒグマ視察報告会

(12月19日)

395万2千円追加

- ・庁舎暖房設備工事請負費 4506万8千円減額
- ・総合福祉医療センター真空ヒーター更新工事請負費 2116万8千円減額
- ・有害鳥獣捕獲出動報奨金 1306万2千円追加

◎賛成少数で不承認

平成30年 議会・委員会出席状況

会 議	議席番号・氏名	1 坂下初雄	2 濱野勝男	3 佐藤伴則	4 佐藤清司	5 長尾文裕	6 瀬戸川豊	7 後藤 諭	8 中田仁史
1月30日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	欠	○
2月28日	議会運営委員会	○	○	○	○			○	
3月 6日	第1回定例会	○	欠	○	○	○	○	○	○
3月 6日	予算特別委員会	○	欠	○	○	○	○	○	○
3月13日	第1回定例会 2日目	○	○	○	○	○	○	○	○
3月13日	予算特別委員会 2日目	○	○	○	○	○	○	○	○
3月14日	第1回定例会 3日目	○	○	○	○	○	○	欠	○
3月14日	予算特別委員会 3日目	○	○	○	○	○	○	欠	○
5月11日	第1回臨時会	○	○	○	○	○	○	○	○
5月11日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	○	○
6月19日	議会運営委員会	○	欠	○	○			欠	
6月26日	第2回定例会	○	○	欠	○	○	○	○	○
6月26日	産業建設常任委員会	○	○	欠	○		○	○	
8月 2日	産業建設常任委員会	○	○	○	○		欠	○	
9月 4日	議会運営委員会	○	○	○	○			○	
9月12日	第3回定例会	○	○	○	○	○	○	○	○
9月12日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	○	○
9月28日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	○	○
10月12日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	○	○
10月15日	産業建設常任委員会	○	○	○	○		○	欠	
10月18日	総務社会常任委員会	○		○	○	○		○	○
10月31日	全員協議会	○	欠	欠	○	○	○	○	○
11月12日	決算特別委員会	○	欠	○	○	欠	○	○	○
11月14日	第2回臨時会	○	欠	○	○	○	○	○	○
12月 4日	議会運営委員会	○	○	○	○			欠	
12月11日	第4回定例会	○	○	○	○	○	○	○	○
12月21日	有害鳥獣捕獲条例制定に関する審査特別委員会	○	○	欠	○	欠	○	○	○



— 決算審査特別委員会（11月12日） —

決算 審査

特別 委員会

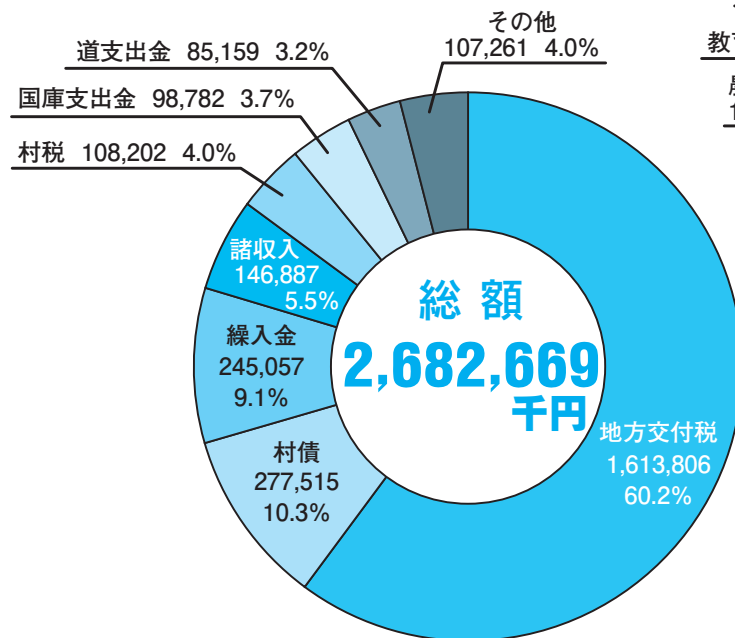
平成29年度の各会計決算は、9月12日開会の第3回村議会定例会において、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託、閉会中の継続審査(後日審査)となっておりました。

11月12日に再開した決算審査特別委員会では、各会計とも原案のとおり認定すべきものと決定し、審査結果は第4回村議会定例会において、佐藤清司委員長が報告しました。

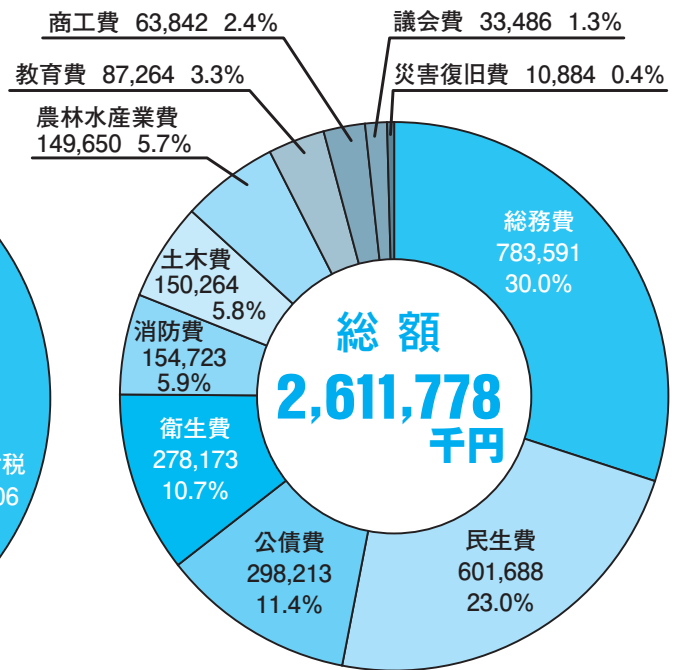
平成29年度 一般会計決算

(単位：千円)

歳入



歳出



(単位：千円)

各会計別決算総括表

会計名		平成29年度 決算額	平成28年度 決算額	増減	対前年度 伸長率	備考
一般会計	歳入	2,682,668	2,585,047	97,621	3.8%	
	歳出	2,611,777	2,528,669	83,108	3.3%	
特別会計	国民健康保険事業	歳入 95,193	88,782	6,411	7.2%	
	国民健康保険事業	歳出 93,258	87,345	5,913	6.8%	
	簡易水道事業	歳入 73,556	96,047	△ 22,491	△ 23.4%	
	簡易水道事業	歳出 73,556	96,047	△ 22,491	△ 23.4%	
	介護保険サービス	歳入 28,090	27,078	1,012	3.7%	
	介護保険サービス	歳出 28,090	27,078	1,012	3.7%	
	後期高齢者医療	歳入 21,290	21,280	10	0.0%	
	後期高齢者医療	歳出 21,282	21,280	2	0.0%	
	合併処理浄化槽	歳入 96,049	117,786	△ 21,737	△ 18.5%	
	合併処理浄化槽	歳出 96,049	117,786	△ 21,737	△ 18.5%	
	計	歳入 314,178	350,973	△ 36,795	△ 10.5%	
	計	歳出 312,235	349,536	△ 37,301	△ 10.7%	
合計	歳入	2,996,846	2,936,020	60,826	2.1%	
	歳出	2,924,012	2,878,205	45,807	1.6%	
	差引	72,834	57,815	15,019	26.0%	

平成29年度は、差引72,834千円の黒字。

務調査

委員会レポート

総務社会

常任委員会

文裕 諭	長尾 藤	委員長
初雄	後藤 坂下	副委員長
伴則	佐藤 佐藤	委員
清司	中田	委員
仁史		委員

第3回村議会定例会（9月12日招集）において、閉会中の継続調査とした総務社会常任委員会所管事務調査は、10月18日、村、教育委員会及び学校から担当者が出席し、現地等において説明を受け調査を行いました。調査した項目と結果概要は次のとおりです。

なお、調査結果は12月11日招集の第4回村議会定例会において長尾文裕委員長が報告しました。

小学校の運営

- ・現在のトイレの暖房は十分なので整備を検討されたい。
- ・和式便器を洋式便器へ取り換えることを早急に検討されたい。

中学校の運営

- ・グラウンドを使用しての授業や行事の際、熊が出没する危険性があることから、安全対策を講じられたい。

保育所について

- ・職員待遇の適正を図り、延長保育の充実を図られたい。
- ・津波救命艇の意義を活かし、日頃から園児に触れさせながら設置場所についても、すぐ乗り込める場所に設置されたい。

放課後児童クラブについて

- ・この制度を充実させる方向性、環境整備、共働きの問題等を考え夏休み・冬休みの対応を検討されたい。

その他、総務社会常任委員会に関すること

- ・教職員住宅の環境を改善するよう、早急に建替えるよう検討されたい。

▶ 中学校での授業参観



▶ 放課後児童クラブの視察



▶ 小学校で学校運営について説明を受ける



▶ 中学校で学校運営について説明を受ける



常任委員会

所管事

委員会レポート

産業建設

常任委員会

委員長	濱野 勝男
副委員長	坂下 初雄
委員	佐藤 伴則
委員	佐藤 清司
委員	瀬戸川 豊
委員	後藤 諭

第3回村議会定例会（9月12日招集）において、閉会中の継続調査とした産業建設常任委員会所管事務調査は、10月15日、村から担当者が出席し、説明を受け現地等において調査を行いました。調査した項目と結果概要は次のとおりです。

なお、調査結果は12月11日招集の第4回村議会定例会において、濱野勝男委員長が報告しました。

小規模多機能型居住介護施設及び、関連施設の建設状況

- ・小規模多機能型居住介護施設については、共用開始に合わせた工事の進捗に努められたい。
- ・在宅介護職員等住宅については、同等の家賃体系を設定されたい。また、住宅の空き状況によっては、シェアハウスなどの利用も検討されたい。

▶ 小規模多機能型居住介護施設建設工事現場で説明を受ける



▶ 在宅介護職員等住宅視察



▶ 泊川河川護岸状況視察



- ・泊川河川護岸の浸食部分については、早急に改善をされたい。また、泊川通線については、村道としての維持を検討されたい。

泊川河川護岸状況調査



議会日誌

平成30年10月から12月

[10月]

- 12日 全員協議会
南部後志・岩宇町村議会正副議長懇談会（岩内町 中田議長 瀬戸川副議長）
- 15日 産業建設常任委員会所管事務調査（濱野委員長ほか）
- 17日 例月出納検査
- 18日 総務社会常任委員会所管事務調査（長尾委員長ほか）
- 19日 中村裕之君を励ます会政経セミナー（小樽市 中田議長）
- 25日 南部後志議会正副議長会中央要望（東京都 中田議長 瀬戸川副議長）
- 29日 後志町村議会議長会議長研修会（札幌市 中田議長）
- 31日 全員協議会

[11月]

- 1日 村功労者表彰式（中田議長ほか）
- 2日 後志地区身体障害者福祉協会南後志ブロック研修会（中田議長）
- 12日 決算審査特別委員会
- 14日 第2回村議会臨時会
- 19日 例月出納検査
- 20日 後志町村議会議長会中央要望（東京都 中田議長）
- 21日 町村議会議長全国大会（東京都 中田議長）
- 23日 国道5号倶知安余市道路着工式（共和町 瀬戸川副議長）
- 30日 第2回後志広域連合議会定例会（倶知安町 中田議長）

[12月]

- 3日 敬老会（中田議長ほか）
- 4日 議会運営委員会
- 8日 後志自動車道余市IC～小樽JCT間開通式典（余市町 中田議長）
- 10日 例月出納検査
- 11日 第4回村議会定例会
- 21日 島牧村有害鳥獣捕獲条例制定に関する審査特別委員会
南部後志衛生施設組合議会定例会（寿都町 瀬戸川副議長）
南部後志環境衛生組合議会定例会（黒松内町 後藤議員）
- 26日 岩内・寿都地方消防組合議会臨時会（岩内町 佐藤清司議員）



保育所もちつき
— 12月5日 —

後編 編集 集

■議会広報「かりば166号」をお届けします。
本号では、第4回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。